

## 論 説

## 皇国史観の表層と基底

—— イデオロギーの連鎖をめぐって ——

田 村 安 興

## 目 次

序

第1節 皇国史観と集合的無意識の神話

1. 記紀と神話類型
2. 皇国観の連鎖をめぐる論争

第2節 国学者による皇国図の完成

第3節 南学と勤王思想

1. 南学の定着
2. 南学と実学

第4節 土佐勤王運動と皇国観

1. 武市瑞山と皇国思想
2. 鹿持雅澄と皇国思想

第5節 民権派と皇国思想の相克

1. 民権派の立党の理念と皇国思想
2. 植木枝盛・中江兆民の私論と公論
3. 明治国家の表層と基底

結び

## 序

明治の日本は脱亜入欧を宣言しつつアジア主義を掲げるといふ、屈折した文明論を装いながら、西洋と対等に対峙しようとした国家であった。それに対し戦後の日本は、戦後処理を行った上で、アジアと如何に一体化するかがキーワ

ドとなったが、21世紀に入っても未だ戦前のアジア主義との決別がつけられていない。21世紀の世界秩序は、世界の多様な文明間の衝突となる可能性を孕んでいるが、それは西洋キリスト教世界とその他文明の衝突となるのか、20世紀のローマ帝国＝アメリカ合衆国とイスラム世界の対決になるのかが現実世界の中で問われている。20世紀世界は、アメリカ・西欧型世界秩序への収斂がなされた時代であり、その鬼子が社会主義革命と日・独のファシズムであった。

明治憲法は、侵略戦争に導いた元凶であるとして戦後国内外から否定されたが、その果たした役割の評価はさておき、独自の封建社会であった日本が、近代西洋型システムにソフトランディングするためにはよく練られた憲法であり、それ故に日本の西洋化にとって過渡的意義を持っている。

明治憲法は天皇がすべての国家権力の最終的な統治者、主権者としての地位を有したが、臣民に許されたものは、統治権を総攬する天皇のもとにおける若干の権利規定があるのみであった。明治憲法は幕末国学の世界観の流れに西洋から移入した立憲君主制を合体させつつ、日本固有の国体を宣言したものであった。それ故に、皇祖天照大神の子孫である天皇の名において、日本書紀の建国神話における「神勅」になぞらえた勅語によって憲法は発布された。戦後天皇および天皇制は、旧来の神勅から、「主権の存する国民の総意」「神聖ニシテ侵スヘカラス」の存在ではなくなり、昭和22年（1947）の刑法改正により不敬罪の条項も削除された。天皇は、国政に関与し、あるいは影響を与える行為をなす権能をもたない代わりに、国事行為を行うことが許されるという曖昧な存在となった。但し、大日本帝国憲法下において宮内庁、文部省、内務省によって支えられた、天皇親政のための国家装置は一部を除いて温存された。戦後の国家形態はプロシア型帝政の形式を模した日本型天皇親政国家から、イギリス型の議会王室分権型システムを移植したため、皇国・国体イデオロギーは急速に空洞化しつつあるが、今なお日本社会中でその皇国観は生き続けている。

本稿の目的は、今日に至るまで近代日本思想史の中に連鎖として流れている皇国思想、皇国史観を取り上げ、近世末期から明治初期に至るその連鎖をさぐる事にある。明治以降の文明開化、西洋化・近代化の流れの中において、皇国思想、皇国史観は国家装置の基礎として、近世における理念だけの段階からよ

り高次の次元に展開してきた。大日本帝国憲法体制の元で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」となり国体、国家原則、規範となった。しかし、明治初期の啓蒙思想、自由民権運動と皇国・勤王思想の位置づけを巡って、いまなお歴史家達の論争は必ずしも決着していない。勤王運動と民権運動との間に皇国観の連鎖はなかったのか。また、皇国史観と文明開化、アジア主義（大アジア）は如何なる関係か、近代史におけるこれらの疑問に関して、必ずしも明確になっていない課題が多い。本稿は、それらの議論を明らかにする上で避けて通れない日本思想史上の底流として連綿として流れる皇国史観の表層と基底を明らかにすることが課題である。

## 第1節 皇国史観と集合的無意識の神話

### 1. 記紀と神話類型

日本古代における貴族階級の所産である記紀は、古代国家が完成した7～8世紀に作成された。しかし、この物語は万世一系の天皇家が日本を統治し続けたかのように装飾された過程が書かれているにすぎず、日本の民族的精神文化や古代の民族的叙事詩がつづられている文学ではない。しかし記紀はそれが書かれた時代とは異次元の大きな役割を後世になって与えた。記紀に書かれた皇国史と天孫民族の神話は、約千年後には皇国史観としてアジアを一時期支配し、ついには日本を呪縛し、世界から孤立させ自らを破滅させるイデオロギーとなった。

日本の皇国史観がいかにして日本を支配したのか、その秘密をさぐるには社会心理における日本の特質を明らかにする必要がある。ユングは人間心理には意識（das bewußte）と無意識（das Unbewußte）があり、無意識は個人的無意識（das persönliche Unbewußte）と集合的無意識（das kollektive Unbewußte）の段階があると言った。意識、個人的無意識、集合的無意識が人間心理の三段階とした。その中で集合的無意識とは意識以前に存在する根元的諸理念であり、それは神話類型ともいべき民族に固有の深層に流れる要素である。「神話類型は、…神話構成要素でもあり同時に、無意識の自然発生的・個人

的な所産としてほとんど全地球上にまたがってみられる、集合的性格を持った形式や形象のことを意味するのです。人間精神の諸もろの所産のなかでもこれらの神話類型的モチーフの生みの親になっているのは、伝承や移住によってのみならず、遺伝によっても継承される部分であるように思われます<sup>1)</sup> ユングは、諸民族の神話は集合的無意識の代表であり、神話全体は集合的無意識の一種の投影であり、いわば神話にその民族の先験的な世界観と価値観が凝縮されていると見ている。「集合的無意識は—私たちがそれについて判断をくだしうるかぎりは—神話的なモチーフや形象のごときものから成っているかとおもわれる。それだからこそ、諸民族の神話は集合的無意識の真の代表なのである。神話全体は集合的無意識の一種の投影ではあるまいか<sup>2)</sup>

ユングは、食物を神にするメキシコの黒人やエジプト人の例を挙げ、飢えと食物の関係から集合的無意識を挙げる。それだけではなく、カソリックをはじめとするキリスト教の教義にみられる、神話の集団的無意識の例を示した。ユングによれば、人間の心理的外界条件は神話的痕跡を残している。キリスト教の場合も、聖霊、マリア崇拜、家族的神話、三位一体説、などに神話的痕跡が見られ、それらは強力な祖先や偉人のなかに霊、神々が生まれた一つの例だとする。

ユングによる、集合的無意識の神話は、近代の日本では、単なる無意識の段階から強く意識された社会意識、民族宗教となった点において、集合的無意識とは比べものにならないほど高められた。神話が国体として定着し、国家統治の精神として憲法を規定する国家宗教となった。18世紀以降、記紀は国民統合の象徴的な神話として日本の情緒的ナショナリズムを支えた。しかし、日本において、国家によって規範化された神話も、国民意識の根底にはユング流にいう集団的無意識が存在する。日本人の集合的無意識、神話類型が国家規範として、近代憲法体制にまで規定し、その後の日本人にとって、重い十字架にまでなった要因は以下の点にある。

日本人の集合的無意識、神話類型が強固に国家形成に影響を及ぼし続けた要因のひとつに、日本民族の心理的特質は情緒的要素が強いということがしばしば指摘されているがその特質を民族の神話世界の中からも見いだしうる。第二

に、日本が地理的・言語的・社会的・歴史的に閉鎖的であり、神話類型の規範化が容易であったこと。第三に、大和民族としての政治的国家統一が、神話成立段階と一致するような比較的早い段階で行われ、しかも天皇制がそれ以降維持されてきたこと。第四に、明治政府の政治勢力の中に、神話精神を憲法の基底に織り込もうとする大きな流れ、すなわち国学からの流れが中心を占めたこと、以上である。

日本の神話が、単なる集団的無意識と考えられるのは江戸時代初期までであった。国学が勃興した後は、神話による集団的意識の集合が体系化された時代であり、明治以降の第二次大戦終戦までの77年間の歴史は、文字通り国家統治の基礎としての天皇降臨伝説が、憲法体制のイデオロギーを支配した。日本は天孫民族の後裔として、他の民族に優越した存在であるという神話を教育の中心に据えた。これが、日本国民の狂信の象徴となり、民族の深層に流れる集団的無意識の帰結であった。その体制とは神話世界を憲法体制と合体させ、法制化した神話統治体制であり、しかもこれが、一民族にとどまらず、アジア諸国に強要・拡張した点において、世界で類例をみない、神話世界による対外侵略体制であった。それは、20世紀前半の一時期において、あたかも連綿と続いたかのように偽装された王権と宗教が結合された土着的、民族宗教、アニミズムが国家とアジアを支配した世界史上まれな時代であり、世界宗教から見ると、極めて異質性と異端性をもつ宗教であった。

歴史上、選民意識を持った土着宗教は、大部分が強力な軍事的勢力を持った国家とはならなかった。しかし、朝鮮半島にはその可能性が十分あった。壇君信仰とアジアの集団性がそれである。もし日本と韓国の立場が逆であったなら、壇君神話が記紀の神話に代わる役割を果たしていたはずである。漢族は強力な民族でありながら、個々の同族における祖先崇拜が強固で、宗教的に分権性、非集権性を持つがゆえに、道教は領土拡張と一体化せず、東アジアの普遍的な土着宗教に同化した。モンゴルは世界制覇したが、宗教的統合を行うための宗教を有しなかった。

1945年、天皇の人間宣言によって天皇の神格化はGHQによって否定された。天孫民族の例は数多くあるが、日本ほど国家統治の基礎としてその神話が継続

した例はない。<sup>3)</sup> 戦後日本の天皇制は象徴天皇制という名の王国の君主制となり、明治憲法時代から継続した官僚制度によって、天皇の国事行為としての影響力は保全されている。国民の心に残る集合的無意識は、官僚組織と宗教、国家神道によって補強、強化され、神話が現実社会と政治に引き続き影響を与えている。

E. フロムは、ファシズムを支えたイデオロギーの内的構造として、伝統的因習への無批判的同調、民族主義的、権威と威光への屈服、弱者への攻撃性、内省を欠くことなどを挙げた。<sup>4)</sup> しかしこれはナチスを念頭においた定義であり、日本に関してはさらに、天孫民族とその首長に対する宗教の役割を挙げなければならない。これこそ、集合的無意識を法体系と軍事力によってファシズムの倫理に変えたものである。

明治維新後、日本国民の集合的無意識の神話は、不平等条約を契機とする西洋コンプレックスと対韓外交問題によって眠っていた日本のナショナリズムを覚醒させ、攻撃的にした。西洋コンプレックスの裏返しが大アジアの開化と近代化を旗印にした侵略の論理であり、それを支えたイデオロギーは皇国神話であった。幼年期のコンプレックスはしばしばその後の性格を攻撃的にすることが心理学では知られており、それはあたかも黎明期に西洋から屈辱を味わった日本の天皇制国家そのものであった。

## 2. 皇国観の連鎖をめぐる論争

集合的無意識を皇国史観に高められたものは、日本思想史の中に連鎖として流れているものであった。明治以降の文明開化、西洋化・近代化の流れの中においてもそれは貫徹し、無論自由民権運動も連鎖の流れの中にある。

明治政府は、五箇条の御誓文の精神にのっとり、制限君主制、公選の議会を作ることを明治13年の政変以降明確にした。すでに政府と民権派の対立点はいずれの勢力により多くの権力を与えるかの対立であった。明治憲法第一条には「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」これは条文全体をささえる基本思想である。日本には固有の国体、すなわち『万世一系』受け継がれてきた皇国の統治形態があり、これは神々の定めた日本古来の「法」であり、この「神々

の法」と西洋から導入する憲法とをいかに矛盾なく合体させるかが大きな課題として彼らに提起されていた。大日本国憲法冒頭の天皇の項は以下の如くに規定された。

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

憲法制定をめぐる民権派と政府は対立したということは、日本の多くの研究者、それも自由民権運動の研究者がことさら指摘したところであるが、憲法の最も重要な中心部分、すなわち皇国観に基づく日本の国体の堅持という点については民権派と政府との相違はなかった。従ってまた、自由民権運動と維新勤王運動との断絶はないはずであるが、自由民権運動の研究者は、自由民権のリベラル性の幻想にとらわれて、その異質性のみを一面的に強調し、「自由民権運動の今日的評価」と称して美化する主観的評価を行ってきた。彼等の行動を先入観抜きに総合的に評価する中でのみ、その役割に歴史的な位置づけを与えられるであろう。

平尾道雄氏は、幕末尊王思想と自由民権思想をつなぐ系譜があるとして以下の様に述べた。「土佐勤王党の期待するところは王政復古であった。…保守的勢力の頑強な拒否によって、あるものは死に処せられ、あるものは脱藩し、あるものは地下に潜って時期を待たねばならなかった。王政復古を念願して土佐の藩論統一に挺身した武市半平太（瑞山）は、それゆえに切腹しなければならなかったが、半平太を裁いた後藤象二郎は脱藩した坂本竜馬と手を握り、板垣退助は中岡慎太郎と誓いを結んで王政復古に協力したのである。後藤も板垣も維新後民権運動の陣頭に立つことになるのだが、このような歴史の流れのなかに、尊王思想と自由民権思想をつなぐ一つの系譜をわれわれはさぐることができるだろう。」<sup>51</sup> また、平尾氏は坂本龍馬に自由民権運動のルーツがあると見た。<sup>52</sup>

これに対して外崎光広氏は、民権運動を勤王運動の継続とする議論は自滅した筈であると強く批判した。『大日本帝国憲法』時代の歴史書には、自由民権

運動を維新勤王運動（「王政復古」）の継続だと説く有力な主張があったが、『坂本龍馬記念館』が1991年11月15日高知市に開館後は、『龍馬は自由民権運動の元祖だ』という歌い文句が流布している。龍馬を生んだ土佐と自由民権運動の発祥地を誇る土佐を結びつけることによって、『おくに自慢』の一層の名声をねらった知恵だろうが、これは牽強付会も甚だしい。自由民権運動を維新勤王運動の継続とする主張は、『大日本帝国憲法』の天皇主権時代の所産であったから、1945年の敗戦に伴って新しく制定された『日本国憲法』の民主国家に変わったことによって、民権運動を勤王運動の継続とする議論は自滅した筈であるが、高知にはその余韻がなお続いている。<sup>71</sup>

戦後いち早く自由民権運動の歴史的評価について発言した、服部之総氏は次のように述べた。「明治維新は絶対主義国家をうみだしつくりあげてゆく過程と、その絶対主義を打倒し人民のための民主主義国家をつくりださずにはやまぬブルジョア民主主義革命の過程との、同時的進行であり、二重過程である。だがこの二重の過程を、一個の権力が同時に担当することは不可能である。明治維新をもってブルジョア革命であるとする見解を、一がいにわたしは否定するものではない。わたしが否定するのは明治政府がブルジョア革命の担当者だったとする見解であり、この見解はいまも一部でまじめにとりげられている。明治政府は徹頭徹尾絶対主義権力であり、かかるものとしてブルジョア革命のいっさいの波にたいして必死に抵抗しつ明治大政府を構築していった。」<sup>81</sup> また、服部は、立志社主流と激化事件に呼応した左派とを区別して評価した。即ち板垣を偶像として担いだ、片岡、植木ら立志社主流は広範な世論を組織する運動を展開した反絶対主義の立場にたち、民主主義運動であったとし、それは「亀山社中からの政治的訓練」<sup>91</sup> によるものとした。これに対して立志社左派は土佐古勤王党を動員して西南戦争に呼応しようとした、純土族的要素をもっていた、と述べた。

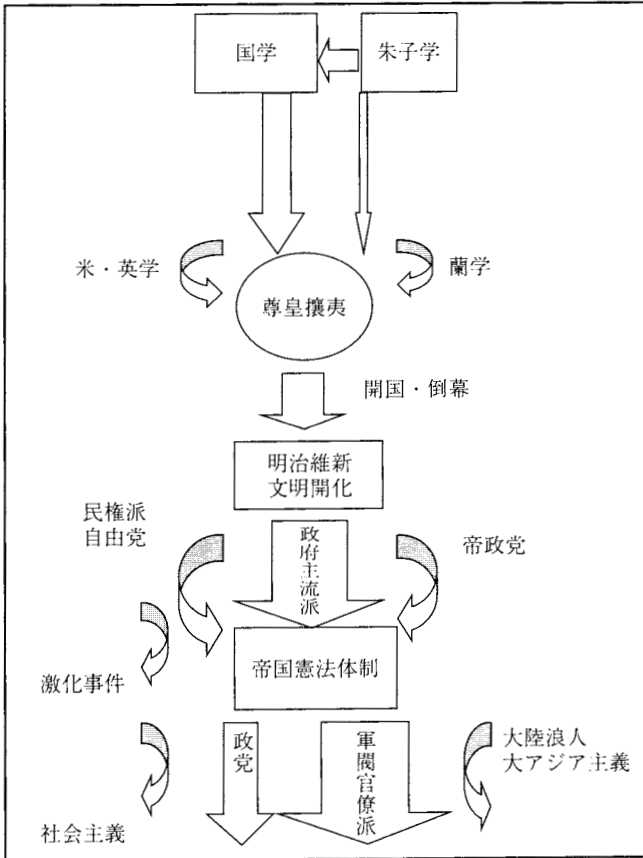
しかし、このような評価は政治家としての彼らの行動を「今日的評価」と称して美化する主観的評価となる。彼らの行動を総合的に評価する中でのみ彼らの歴史的役割は明らかにされるであろう。

戦後民主主義の中で再評価され、過大評価された自由民権運動に対して、戦



後民主主義を日本に移植する立場にあった研究者は正当にも以下のように定義した。「第三の集団（自由党・改進黨－筆者）の占める地位は、自由主義的党派が膨脹戦争を煽動したところからすれば、一見変則的に感じられる。かれらが征韓論に加わった動機は必ずしも明かでないが、政府のなかでは薩長が有力であるに反し、自由改進黨の出身藩である土肥二藩の代表勢力は比較的弱かったから、そういう政府に対する党派的反対という事情があったように思われる。この一派にとって韓国征討は薩長連合の政治独占を打破する好機を提供するものであって、この理由すなわち藩閥政府攻撃のためにのみ、かれらは自由主義

図1 国学から明治憲法体制へのイデオロギー連鎖



的と呼ばれたのである」<sup>6)</sup>

自由民権運動も当然神話の連鎖の中に位置づけられるものであり、それはアジアへの対外観の中でその反リベラル性の本質が現れる。後に見るように自由民権指導者の皇国観は政府主流派と同一のものであった。

本論で述べる日本思想上における皇国思想の連鎖と政治的連続性と断層を以下に図示しよう。

### 注)

- 1) C.G. ユング『ドグマと自然的象徴』『ユング著作集4』濱川祥枝訳 日本文教社 昭和45年8月 98頁 "Psychologie und Religion von C.G.Jung" 1940
- 2) C.G. ユング『心の構造』『ユング著作集2』日本教文社1 昭和45年6月 12. 113頁 "Seelenprobleme der Gegenwart von C.G.Jung" 1931
- 3) 武田清子は「日本の天皇は神話的・絶対主義的・大権主義的天皇観と憲法の制限のもとに君主権を行使するところの『制限君主』的天皇観との二つの天皇のイメージが近代日本を貫いて二重構造・二元性をなして機能してきた」と述べたが、明治初期の君主制の設計者は憲法条項に体现された一元的な天皇像であった。武田清子『天皇観の相克 1945年前後』岩波書店 2001年11月 355頁
- 4) Erich Fromm. "The Sane Society" 『正気の世界』中央公論社 昭和49年7月
- 5) 平尾道雄『自由民権の系譜—土佐派の場合』高知市立市民図書館 昭和45年6月 8頁
- 6) 「近代日本の憲政史を考えるものは、いわゆる土佐派の自由民権思想とその運動を見落とすことはなく、土佐派の自由民権思想を論ずるものは、その先駆者としてかならず坂本竜馬の名を挙げる。慶応三年（一八六七）六月土佐藩船「夕顔」で後藤象二郎と長崎から大阪へ航海中、船中で認めた八策が日本近代化の方向を明確に指唆したものと認められるからである。一 天下の政権を朝廷に返還せしめ、政令宜しく朝廷より出づべき事。一 上下議政局を設け、議員を置き、万機を参賛せしめ、万機宜しく公議に決すべき事。一 有材の公卿諸侯及び天下の人材を顧問に備へ、官爵を賜ひ、宜しく従来有名無実の官を除くべき事。一 外国の交際広く公議に採り、新に至当の規約を立つべき事。一 古来の律令を折衷し、新に無窮の大典を撰定すべき事。一 海軍宜しく拡張すべき事。一 御親兵を置き帝都を守衛せしむべき事。一 金銀物価宜しく外国と平均の法を設くべき事。以上八策は方今天下の勢を察し、之を宇内万国に徴するに、之を捨てて他に済時の急務あるなし。苟くも此の教策を断行せば皇国を挽回し、国勢を拡張し、万国と並立するもまた敢て難

- しとせず、伏て願くは公明正大の道理に基づき、一大英断を以て天下を更始一新せん。」平尾同上書 2頁, 3頁
- 7) 外崎光広『高知市立自由民権記念館紀要No10』2002年3月「維新勤王運動と自由民権運動の断層」
- 8) 服部之総『自由党の誕生』（『文化史研究1948年12月』）「いかなる闘いのなかから自由党はうまれたか」『服部之総著作集V』理論社 1955年3月 94頁
- 9) 服部 同上書103頁
- 10) E.H. ノーマン『日本における近代国家の成立』岩波書店 1993年1月 141頁

## 第2節 国学者による皇国図の完成

万葉集と古事記の研究を基礎として、儒学・仏教が伝わる以前の日本古来の精神文化を探求しようとする運動として、藩政中期以、降国学が展開する。初期の国学は、元禄期の和学を基礎として、皇国観を鮮明にした国学が登場する。賀茂真淵以降の国学は、儒学・仏教を徹底して排除する姿勢が明確になってくる。

賀茂真淵の皇国思想は『国意考』の次の言葉に明瞭である。「第二 皇国の古」  
 「或人の云、むかし此国には、やからうからを妻として、鳥げ物と同じかりしを、唐国の道わたりて、さることも心し侍るがごとく、萬儒によりてよくなりぬと、おのれ是を聞きて、大に笑へるを、かたへの人云、唐には同じ姓をめとらずてふ定はありつるを」（「皇国の昔 或人は『昔は我日本では一族の者を妻として、鳥獸と何等異らないやうな生活をしてゐたが、支那から儒教が伝来するやうになって、さうした人道に背く行為を恥ぢる気持が起り、人倫の道が正しく立ったのであった。この事に限らず凡てが、儒道の影響でよい方へと向つたのである』と云つたことがある。自分はそれを聞いて、余りの可笑しさに大笑せざるを得なかつた。」<sup>1)</sup>と述べて儒教批判を行った。

賀茂真淵について国学を世に広めた人物は、本居宣長と弟子服部中庸、平田篤胤であった。宣長は1763年賀茂真淵の門人となり、1786年大著『古事記伝』の神代巻を執筆した。紀州藩主の招きで国学を講じる他、契中の文献学、賀茂

真淵の古道学を継承して国学を大成させた。

宣長によれば、儒教的政治理念は政治的君主としての聖人の作為であり、反自然的なものとして拒否する。支那は易姓革命を数多く経た点で日本の様な国体連綿とした国家とは質的に異なる国家である。「ただ人もたちまち王になり、王もたちまちただ人になり」「国を取むと謀りて、えとらざる者をば、賊といひて賤しめにくみ、取得たる者をば、聖人といひて尊み仰ぐ」これに対し、日本は万世一系の天皇が統治する。これは理念や哲学ではなく、歴史的な事実であり、儒学のような倫理は本来不要であった。『古事記伝』序章『直毘靈』に収められた以下の様な本居宣長の詠んだ長歌がある。

「皇大御国スメラオホミツクニは、掛けまくも可畏き神御祖天照大御神の、御生れ坐せる大御国にして、萬の国に勝れたる所由は、先づこゝにいちじるし。国といふ国に、此の大御神の大御徳かゞふらぬ国あらめや。…かの国の世々の史どもを見てもしるき物をや。さて其道といふ物のさまは、いかなるぞといへば、仁義礼讓孝悌忠信などいふ、こちたき名どもを、くさぐさ作り設て、人をきびしく数へおもむけむとぞすなる。さるは後の世の法律を、先王の道にそむけりとして、儒者はそしれども、先王の道も、古への法律なるものをや。また易などいふ物をさへ作りて、いともこゝろふかげにいひなして、天地の理をきはめつくしたりと思ふよ。これはた故人をなづけ治めむための、たばかり事ぞ。…故皇国の古へは、さる言痛き教へも何もなりしかど、下が下までみだるゝことなく、天の下は穩に治まりて」

『直毘靈』は『古事記伝』の序章である。副題は「道」論を展開した。儒教では道の議論がキーワードであるが、日本では「神の道」あるいは「まことの道」とは「皇大御国」そのものであり、「古への大御世には、道といふ言挙もさらになかりき」。歴代天皇が安らかに治めていた古えの世にあっては、外国（中国・儒教一筆者）のように「道」の議論は不要である、とした。

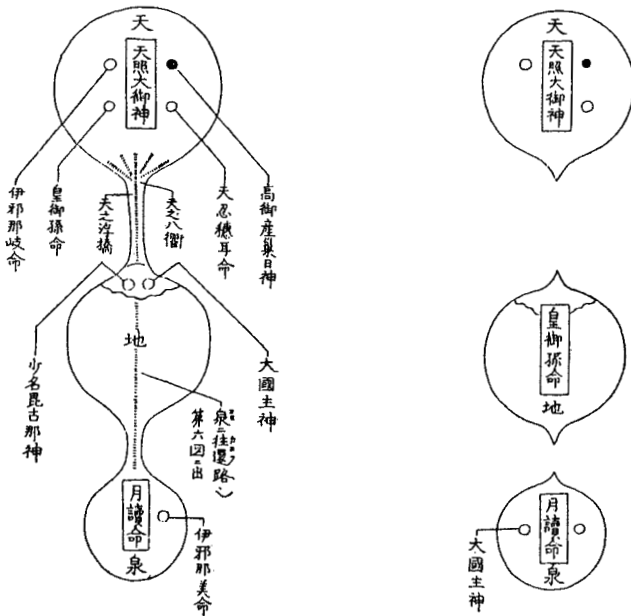
日本を中心とする世界がいかにして成立したか、記紀の世界観、宇宙観は天孫降臨神話を普及させるためには、記紀の冒頭部分をわかりやすく図示する作業が必要であった。記紀の冒頭部分の現代語訳を抽出すると以下の所である。

「天と地とがはじめて姿を見せた、その時にの、高天の原に成り出た神の御

名は、アメノミナカヌシじゃ。つぎにタカミムスビ、つぎにカムムスビが成り出たのじゃ。この三柱のお方はみな独り神での、いつのまにやら、その身を隠してしまわれた。』<sup>3)</sup> 7代の神のあとに出たいざなぎ、いざなみの2神は祖先の神々から「この漂っている地を、修めまとめ固めなされ」と言われたので「天の浮橋」に立って「下に向けて指しおろしての、流れ漂うておる海と泥との混じる塩を、コヲロコヲロと掻き回し掻き鳴らして引き上げなせる、その時に、ヌボコの方からしたたり落ちた塩が、累なり積もりに積もって島になったのじゃ。これがほれ、オノゴロ島じゃ。そこで、イザナキ、イザナミのお二方は、そのオノゴロ島に天降りなされての、天の御柱を見立て、八尋殿を見立てなされたのじゃ。』<sup>4)</sup> 2人は次々に日本列島の島々を生んでいった。

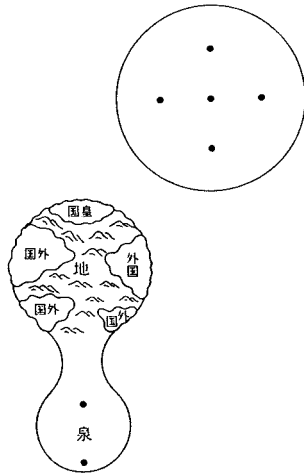
本居宣長の弟子服部中庸、平田篤胤は記紀の冒頭を図で示した点において皇国神話の大衆化に功績があった。両者は難解な記紀の記述を誰にでも一目で解

図2-1 服部中庸による皇国図(1)      図2-2 服部中庸による皇国図(2)



服部中庸『三大考』より

図3-1 平田篤胤による皇国図(1)

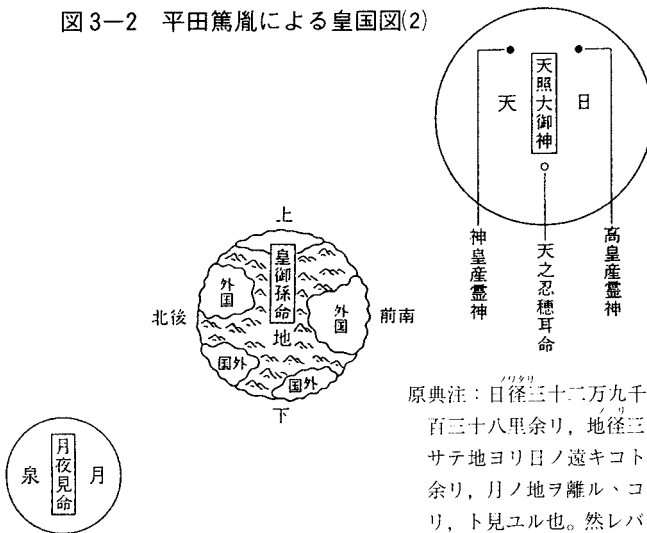


原典注：此図ハ、二柱神、国ヲ生成シ給ヒ、又外国ドモ、成テ、国土ト海ト分レタルウヘノ有状ナリ。

外国ドモノ在処、マタ大小其数ナド、此図ニ拘ハルベカラズ。タゞ仮ニ大カタノ状ヲ著セルノミナリ。但シ皇国ノ在処ハ図ノ如シ。

平田篤胤『靈の御柱』より

図3-2 平田篤胤による皇国図(2)



原典注：日徑三十二万九千五百里余リ、月徑九百三十八里余リ、地徑三千四百三十里余リ、サテ地ヨリ日ノ遠キコト二千六万九千六百里余リ、月ノ地ヲ離ル、コト六十万三千百里余リ、ト見ユル也。然レバ日徑ハ地徑ヨリ大ナルコト九十六倍余リ、月徑ヨリ大ナルコト三百五十一倍余リ。

是ハ天地泉ノ連タルガ、ミナ断離レテ泉モ旋ルトコロノ図ナリ。

月夜見命ハ即、速須佐之男命ナリ。夜見国ヲ所知看テ、如此御名ニ負ヒ給ヘルナリ。

平田篤胤『靈の御柱』より

るように図示したことによって、幕末の尊王攘夷思想に大きな影響を与えた。

図2は服部中庸が描いた記紀の世界である。服部中庸は『三大考』において記・紀の記述を図示し、天地開闢から宇宙がいかにして成立したか、またそれぞれの世界の主宰者は誰であるかについて解説した。そして宣長は、『三大考』を『古事記伝』の附録として収載した。

平田篤胤著『<sup>たま</sup> <sup>みはしら</sup>霊の真柱』は、文化10年（1813）に刊行された。平田は服部の『三大考』中の図を明解にし、また天文学上の最新の知識を加えた。平田は本居宣長が緒につけた記紀の宇宙観を完成させた学者であった。平田の作成した図を示そう。

以上のように服部、平田は天地泉の有様を、太陽、地球、月よりなる、地球を中心とする宇宙観によって示した。皇国は地球世界の頂上に位置するものとして描かれている。天—太陽を支配する者は天照大神であり月を支配する者は須佐之男命である。「天地泉はもと一に混成れる物の分成れるにて」<sup>5)</sup> 神々は往来しまた永遠に幸福な存在として、皇国のこの世の人からは深く尊敬される存在である。『霊の真柱』の図において篤胤は、天・地・泉の三つの世界の形成、それについての神の功德、さらにその経緯から皇国が四海の中心であり、天皇は万国の大君であるということを認識させる。「古天地未生之時」から天孫降臨、天・地・泉という宇宙が確定する時点までの歴史的経過が説明される。つづいて、天・地・泉という構成そのものが説明される。最後に第十図では次のような地球、月、太陽の科学的根拠を与える説明がなされる。「是ハ天地泉ノ連タルガミナ断離レテ泉モ旋ルトコロノ図ナリ。サテカクノゴトク図シタルサマハ、仮ニ、十五日ゴロノ正午時ニ、西ノ方ヨリ見タルトコロノ大カタノ状ナリ。」「天下地ト月トノ大サ小サナド、必シモ図ニ拘ルコトナシ。マタ其各アヒサルコトノ遠サ近サハ、殊ニ拘ラズ。此ハイタク縮メテ図セリ。実ハ遠西ノ人ノ製レル、測算ノ器ヲ以テ精クコレヲ量ルニ、日径三十二万九千五百里余り、月径九百三十八里余り、地径三千四百三十里余り。サテ地ヨリ日ノ遠キコト二千六万九千六百里余り、月ノ地ヲ離ル、コト六十万三千古里余り、ト見ユル也。然レバ日径ハ地径ヨリ大ナルコト九十六倍余り、月径ヨリ大ナルコトニ三百五十一倍アマリ。サテ地径ハ月径ヨリ大ナルコト三倍半余リニアタルナリ」<sup>6)</sup>

平田は「皇国の純粹と正しき道を説き明かさんとする学問ほど広大なる学びはこれ無く」と申し條故は、あらあら此の如くに御座候。殊にもろもろ学問の道は、たとひ外国の学に候とも、その好き事は選びて御国の用に致さん為に学び候ことゆゑ、実は漢土、天竺、オランダの学問をも凡べて御国学びと申し候ても違はぬ程のことにて、これが御国人にして外国の事をも学び候者の心得にて候。もし此の意味を心得誤り、世の儒生等が如く漢土を本とし御国を末と致し候はゞ、道の罪人にて、儒道を以て申し候ても「春秋」の尊内卑害の旨と相反し、いはゆる左道の学者に候なり」と述べた。<sup>7)</sup>

平田らの皇国の図は、難解な記紀の記述を大衆化する上で功績があり、後述するように幕末の国学の興隆と勤王・倒幕運動のイデオロギ的武器となった。

#### 注)

- 1) 賀茂真淵『国意考』『大日本思想全集』所収 昭和8年11月 19頁
- 2) 本居宣長『直毘靈』  
佐久間象山は「この書の大意は、怪網妄、迂謬にして、固より論ずるに足るなし」と述べた。「古事記伝に跋す」『雑纂』『日本思想体系55』1971年6月 岩波書店 404頁
- 3) 三浦佑之『口語訳 古事記』2002年12月 16頁
- 4) 同上書
- 5) 平田篤胤『靈の真柱』下巻『日本思想体系50』岩波書店 1973年9月 93頁
- 6) 平田同上書71頁
- 7) 平田篤胤『入学問答』113頁

### 第3節 南学と勤王思想

#### 1. 南学の定着

西南雄藩において、国学は独自に先進的な展開をしていた。南学は海南学、土佐学を意味し、起源は、応仁の乱後、京都の学者が地方に移動し、朱子学を定着させた事が端緒である。特に薩摩、長州、土佐には学者が移動した後、四百年後、多くの尊皇攘夷運動が生まれ、幕末維新の原動力となった。



土佐に朱子学を定着させた人物は、大内氏の家臣南村梅軒である。梅軒が土佐に来た時期は応仁の乱後70年の天文年間のことであり、土佐は戦国の中であった。梅軒が弘岡吉良氏に於て講じた学問が、南学の最初の源流であるとされている。

梅軒の高弟谷時中が精神主義ではなく、実学的要素を入れた学問を説き、南学は物心両面を有する学問に進展した。時中は自ら僧侶でありながら、海岸の埋立工事を行って数十町歩の新田を作り大地主となった。

土佐南学を定着させた谷時中と、山崎闇斎を政治的に保護した人物は野中兼山であった。「御若年の時は禅学を被成活則をぬけ給ひ中々御器用なりしと」<sup>1)</sup>

兼山は仏教と決別し、幼いときから儒学を学んだ。兼山が奉行就任後、学者を重用し南学は土佐に根付いた。兼山は『小学』『中庸』『大学』などを学ぶとともに、谷時中や山崎闇斎など優秀な人材を教育に重用した。兼山と闇斎の関係について以下の記述がある。「平田篤胤か云 山崎嘉右衛門と云が有てこれはもと土佐国の山崎某と云針医の子で幼き時より京都妙心寺の禅僧舜蔵司となつて居たが或とき云々漸々に仏法をいやに成たる時に土佐の国守山内家の家老に野中主計と云か有てこれは頗る儒者でそこはさばかりの器量を持って居ながら僧と成て朽果べき事ではないと云ひ進めて還俗させた此より舜蔵司は髪をはやしして山崎嘉右衛門と称し実名を敬義と名のり号を闇斎と付云々」<sup>2)</sup>

野中兼山（1615-1663 元和元年-寛文3年）は土佐藩の家老の家に生まれ、二代目藩主山内忠義に実践の儒者、経世家の家老として27年間家老を勤めた。兼山は土佐藩の土木、港湾・交通、殖産興業に手腕を発揮し、土佐藩政史上空前の経世事業を実行した。その間、藩財政の確立と改革に敏腕をふるい、特に新規郷土制度として豪商人を武士に新規に取り立て、この郷土を担い手とする新田開発事業を行い、総面積2700町歩に達した。

土佐の南学が実学の側面を持つと言われる理由は、兼山の治世に根拠がある。また兼山以降の南学者が農書執筆に関わった事にもその一端がみられる。兼山の学問の特徴は、経世済民と儒学、国学が一体であり、自然哲学に及び、自然を補強する公共事業に尽力した。その業績は、山林経営のサイクル方式輪伐制、養蜂・捕鯨・等の殖産産業、日本で最初の掘込み式人工港建設、河川の堰と用

水路建設による新田開発である。

兼山の事跡は伝説として数多く残っており、糸流し工法などの土木工事は今日の土木学会でも高く評価されている。しかし、史料は全て明治以降のもので、伝承の中には、堰で築堰に関する工学的技術史料は未だ発見されておらず、「糸流し工法」の伝説は多くの謎とともに現在へと伝えられている。兼山の学問は理論にとどまらず実学、応用学たらんとしたところにある。難工事であった津呂港改修の事跡をつづった『室戸湊記』で兼山は次のように述べている。「昔人有言、天地雷電草木、人不能為之、人之陶冶舟車天地亦能為之、於是見人事之功用有」兼山の思想には、人間には自然に及ばない部分があり、人間の智は自然の利害を調整こそすれ、これを支配するものではない、という哲学がある。<sup>3)</sup> 兼山はその功績故に、他の家老職からの反感を買って失脚した後、兼山が取り立てた南学学者も迫害を受けて一掃せられ、学徒は土佐国外に放逐せられた。

兼山が失脚後、衰退した南学を再興した人物は、京で山崎闇齋に師事した谷秦山である。谷秦山の祖先は長宗我部の臣下で、居城である岡豊城八幡の神官であった。10代で江戸にて山崎闇齋に師事し、高知城下で講学した。その子垣守、真潮と続く3代を谷3傑とよぶ。

秦山の学問は神道・皇朝の学を中心とする日本のナショナリズムを明確に定義する学風であり、谷秦山こそ土佐国学、勤王思想の基礎を築いた人物であった。元禄期において秦山のような勤王、国体主義が生まれたことに土佐南学の早熟性、早期性、先進性がある。その要因は、南村以降の土佐学の伝統と幕府の封建的儒教倫による束縛から比較的自由的な外様藩たる所以がある。秦山は日本書記の研究の中で儒教、仏教と異なる日本古来の精神文化を見出し『神代温義』を著して、城下で啓蒙活動を行った。

谷秦山は『神代温義』において、神道は王道であり、これは武家の武道と同じであるとした。また、日本は小国であるが、天照大神以来正統は万国に勝れており日本なる文字をむやみに用いてはならぬと述べた。<sup>4)</sup> 「右云如く神道は、神国の神聖より承継玉ふ道なれば。是亦自然の名とみても害はない。大都神道は文字に載せ議論に発して道の体教の支用を説と云こと決してなく。物に載せ

言語に寓して自然に其道其教流行することで。神代卷上下の事実事跡が直ちに天地人の道我国無窮の教で。今日日本に生るゝ人の心法の基本にすはることなれば。仮令道と称し教と号して。件々の名目を立すといへとも不学無術の野人村夫迄も。忠孝の心を生れ得ぬと云ことはない。此道を指していへば朝家にあつては王道。武家にあつては武道であった。<sup>5)</sup>「此両書（記紀・筆者）は共に上代の作故、此書と並て用ることぞ。此書は四十四代元正天皇舎人親王へ勅命あつて天地開闢より三才分るゝに始り、四十一代持統天皇迄の事実を撰集し玉ふ。委細何れも存の通のことぞ。此書に国常立尊を第一に立玉ひ、天御中主尊をば一事に記し玉ふ、是親王の大義に明なるの澄、此書の神皇正統の正史の本書たる正義で、日本は万国に対すれば朝鮮国琉球国と云様な至て小さい国なれとも天照大神以来御正統正く万国に勝れ。太陽精髓日神の御本国万国の大本たる意で此題号を賜りしもので。勅撰勅題の始で日本の固号を下し賜ること。此書神皇正統の事実を記し大義分明なる故日本の根本に立書と云称美の意で天位の正統正く、無窮の不易を万国の大本の規模にして異国へ対して云ことぞ。元正帝の頃迄は唐へ勅使遣はされたることもあるが、遣唐使など、云様に記してある。都て上代より万邦に勝れて開闢以来一貫の皇統たとへ此書が唐へ渡てもよい様に、日本紀と国号を賜りしものぞ。然れば日本の文字を私作の書号に用る事は決して憚るべきことぞ」と述べた。<sup>6)</sup> また「夫国之強久、不在土地甲兵之盛、在乎名分之嚴」が谷の論拠、その学説の基礎は、これを国の歴史に求めた。「天照大神…勅皇孫曰、葦原瑞穂国、是我子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。寶純之隆、常與天壤無窮者矣。是乃吾道之本原、而地之所以位、君臣之所以叙、正在乎此。更千秋而萬歳無二道者也」「抑日本神国也。從天安河之古、距平安城之今、天照大神鎮常在高天原、明明赫赦臨我斯丸。雖天下之事、萬起萬滅、然天上之日輪未墜于地、人間之皇統不可揺移」<sup>7)</sup> 萬世一系の皇統、永へに君臨所以であることを明確にした。

谷において、土佐の南学は明確に儒学と決別した国学となった。土佐の尊皇攘夷派の直接の源は谷であり、学問の中心は神道であった。

## 2. 南学と実学

土佐において谷秦山、野中兼山ら南学の傑物はいずれも政争の中でその地位を失い、南学は一時途絶えたかに見えたが、南学の基礎には実学があった故にその復活は経世と関連した学問からであった。南学を復興させた中興の祖は谷真潮である。兼山、谷家の南学の学風は実学を重んじたことは既に述べた。中でも特に真潮は郡奉行を務め、経世を重んじ、換金作物、農業の生産性向上を奨励した。

真潮は土佐に残る農書『物紛』の跋文を書いた。<sup>9)</sup> その跋文に曰く「農民の事をおほん宝といへり。国の宝これにまされる物なし。又、民ハ国の本ともいへり。四民のうちこれを本として大切の役なり。今の世にていやしきもの、やうにおとしめぬるハ、物しらぬ故也。此の書ハよくわが役前をしりて分に過す、外をうらやまず、百姓のかゞミともなるへきものなり。すべて人者地にもとづきていきたる物故、百姓ほど繁昌するものなし。大名・仕官の歴々者公界りつには見ゆれとも、地に本づかす。渡世せばき故末子のもの、はたらきなく、名高き家も子孫繁昌せず、他人を養子とすること多し。此書に郷土を望ぬといへる、もつともなるおきてなり。子孫面々此おきてを守り、公役を大切にして作業におこたらずハ、繁昌長久ならん事疑あるへからず。感心のあまりかくしるしぬ。」天明七末年仲夏吉日谷丹内真潮書

谷家3代とともに、宮地家3代も儒家として名高い。その一門である太仲は名著『農家須知』を書いた。<sup>9)</sup> 『『農家須知』「序 夫、国の本は民にあり、民の本ハ穀にありと昔の聖達の遺言にして、凡、上王侯・大人より下庶人に至るまで、一日もかくへからざるものは穀也。…其道をしれハ、農家の難苦をしるへし。其難苦を知ハ穀のいよいよ尊き事をしるへし。古人の粒々辛苦と云れしも、是故也。予か家数世、医を業とす。刀圭の暇聊ニても農家に益ある事を聞ハ書記し、且、和漢の農書にいまと言さる事を見開き傍ら事實に試ミたるを、農家の人々へ告しらしめんと思へとも、広き世の事なれハ家々戸々ことに告る事もあたハす。因て一小冊子をつくり、農家の人々へ見せしめ、種芸に勤勞の助けともなり、一穂にても穀の世に多からんことをねかふのみ」 天保十一年

庚子五月

天保庄屋同盟の指導者で、南学者としても著名な細木庵常は農書『耕耘録』（天保5年）を書いた。<sup>10</sup>『耕耘録』冒頭において、天保4年11月16日のこと、細木庵常と奥田之昭が藩庁に召され若殿が農業の次第と農民労苦の行状を知りたいと、彼等に執筆を申し渡した。という冒頭の書き出しで始まる土佐藩を代表する農書が『耕耘録』である。同書は土佐の庄屋層の学識の高さと南学が実学を兼ね備えた学問であったことを証明している。

細木庵常は国学者鹿持雅澄の弟子と言ってもよく、次のように相互に長歌を交わす関係の師弟であった。<sup>11</sup> 鹿持雅澄贈歌「寄古事祝」天保11年11月20日「天雲に磐船浮べ、艫に舳に真櫂繁貫き、い榜ぎつつ国見しせして、畏くも天降りましけむ、皇祖の神の御代より、葦原の水穂の国は、言霊の幸はふ国、言霊の佐くる国と、神ながら言ひ継がひけり。言霊を八十の衢に…」細木庵常贈歌 天保12年2月26日「葦原の水穂の国は、言霊の幸ほふ国と、神代より言ひ続くしるし、正しくも吾はぞ得たる。吾が齡降ちは居れど、さにづらふ君を初めて、且々も名々し人より、賜はしし豊祝き言を、くへ越しに麦食む駒の、口止まず言挙げすれば、皺みたる膚も延ぶがに、白毛さへ黒く思ほゆ。…」

幕末の庄屋で国学者であった細木庵常は幕末土佐の勤王運動に先鞭をつけたが、土佐勤王運動は南学の直接の継承者であり、しかも国学の中に実学を兼ね備えた学問であった。開港以降倒幕運動となる土佐勤王運動をイデオロギー上で支えた人物は鹿持雅澄であり、その事跡を以下に述べる。

注)

- 1) 『野中兼山偉績集上』（『皆山集卷八十四』）『野中兼山関係文書』高知県文教協会 昭和40年7月所収 76頁
- 2) 同上書93頁
- 3) 野中兼山の事跡は明治期以降のものとして以下のものがある『野中兼山先生伝』（細川潤次郎、明治18年）『偉人野中兼山』（西内青藍、明治44年）
- 4) 谷泰山『日本書紀卷一』6頁
- 5) 谷泰山『神代卷速別草第一』1頁 延享3年6月23日開講
- 6) 谷泰山『日本書紀卷一』6頁

- 7) 谷秦山『神代温義』3頁
- 8) 岡本高長『物紛』安芸郡の庄屋が書いた農書の跋文 『日本農書全集41巻』1999年7月53.54頁 田村 翻刻 現代語訳
- 9) 宮地太仲『農家須知』安芸郡田野 医師が書いた農書序文『日本農書全集70巻』1996年12月371.372頁 田村 翻刻 現代語訳
- 10) 『耕耘録』『日本農書全集30巻』所収 昭和57年12月 横川末吉 翻刻 現代語訳
- 11) 内田八朗『細木庵常の生涯』所収 土佐史談会 平成元年10月

## 第4節 土佐勤王運動と皇国観

### 1. 武市瑞山と皇国思想

土佐藩は幕末において、山内容堂が登用した家老吉田東洋が進めた殖産興業と財政改革によって藩自ら商業活動と軍備増強をはかり、幕閣に重要な位置を占めた。しかし、東洋は「新おこせ組」といわれる集団を重んじたために政敵をつくり、土佐勤王党によって暗殺された。

土佐勤王運動の指導者、武市瑞山は文久元（1861）年江戸で同郷の大石弥太郎とともに水戸、薩摩、長州藩の尊攘派志士と交流し、土佐藩尊攘派の組織化を決意して同年帰国した。8月には土佐勤王党を結成してそのリーダーとなった。藩内には瑞山らの盟約に応ずるものが多く、藩体制に大きな影響を与えた。

武市瑞山を顕彰するために明治初期に設立された瑞山会が刊行した『維新土佐勤王史』は以下のように皇国思想と南学に関して述べた。秦山が確立した南学の「其の皇国的信念と、勤王の精神は、一部土佐人士の頭脳に遺伝して、恰も地底の伏流の如くなりき」「本居宣長、平田篤胤、皇国的信念、鹿持雅澄、頼山陽『日本外史』『古之所謂武臣勤王云爾』の一語は、最も土佐人士の心臓を鼓動せり」<sup>1)</sup> また、将軍を日本国王と称した新井白石を憤るとともに、瑞山は公武合体論が半平太と容堂老公同席するに等しいとして批判した。また、瑞山の皇国観の熱心さを示す逸話として、常に『靈乃真柱』を所持していたという事が以下のように伝説的故事となっている。「池内蔵太は安井息軒の塾に在り、新井白石が将軍をして日本国王と僭称せしめしを憤りて、其の墓を搥んと

し、吉村寅太郎の郷を出づるや、「一家一國何須説、宜使本朝為本朝」と歌ひ、瑞山武市半平太は、一夕山内容堂の侍臣に向ひ「公武合体の道理なきは、此の半平太と容堂老公が仮りに同席するが如し」と語り、又其の死して神明に勧請せよと遺言する等、是れ豈に南学以来二百年間遺傳せる、報本反始の皇国的信念にあらずや、凡そ我が土佐勤王史を読む者、夫れ先づ河に飲みて源を問ひ、花を賞して、根を検する所あれや」「瑞山が遊歴の行李中には、一部の『靈乃真柱』を蔵すのみ」<sup>21</sup>

土佐では、関ヶ原以降、藩主として赴任した山内家の旧臣と土着の土佐人とは上士と下士の階級制度によって固定化され、このことが幕末土佐藩の下級武士による尊王攘夷運動が激化し、倒幕運動に傾いた要因であった。<sup>31</sup>

瑞山らが作成した、土佐勤王党盟約書、血盟著名簿を以下に示そう。

「土佐勤王党盟約書、血盟著名簿 盟約書草案著大石弥太郎 文久元年八月（瑞山以下同志ノ盟書草案者ハ大石円〔弥太郎〕ナリト云フ） 盟 曰 堂々たる神州戒狄の辱しめをうけ古より伝はれる大和魂も今は既に絶えなんと 帝は深く欺き玉ふしかれども久しく治れる 御代の因循委惰といふ俗に習ひて独りも此心を振ひ挙て皇国の禍を撰ふ人なしかしこくも夙に此事を憂ひ玉ひて有司の人々に言ひ争ひ玉へども却てそのために罪を得玉ひぬ斯く有難き御心におはしますをなど此罪には落入玉ひぬる君辱かしめを受る時は臣死すと況むや皇国の今にも衽を左にせんを他にや見るべき彼の大和魂を奮ひ起し異姓兄弟の結びをなし一点の私意を挟まず相謀りて国家興復の万一に稗補せんとす錦旗若し一とたび揚らば團結して水火をも踏まむと爰に神明に誓ひ上は帝の大御心をやすめ奉り我が老公の御志を継ぎ下は万民の患をも払はんとす左れば此中に私もて何にかくに争ふものあらば神の怒り罪し給ふをもまたで人々寄つどひて腹かき切らせんとおのれらが名を書きしるしおさめ置ぬ 文久元年辛酉八月 武市半平太小楯」（武市瑞山関係文書第一） 以下連署血判 武市半平太 大石弥太郎 坂本龍馬 等192人

一説には、土佐勤王党血盟者のうち出自のわかるものの、内郷士、下士が各約40%であり、ついで村役人約10%、残り数%が地下浪人、農民、上士などであるという説があるが、是の説の厳密な正確性は問わないとしても、土佐勤王

運動が下級武士中心の運動であったことは疑いない。<sup>41</sup>

この盟約書から明らかな点は、1. 開国した幕府に対して、倒幕を念頭に入れていること。2. 主君を「我が老公」と呼んではいるが「帝は深く歎き玉ふ」として皇室への忠誠を全面に出し、「錦旗若し一とたび揚らば団結して水火をも踏まむ」「君辱かしめを受る時は臣死すと況むや皇国の今にも衽を左にせん」という皇国を憂う檄文であった。瑞山は次のように日本の国体を述べた。「日本国体之考 一抑我日本と奉申ハ開闢の昔恐連多も天御中主之神顕連出給ふより只今ニ至迄独立独行したる神聖の国なれハ君臣父子も常道大倫ハ勿論にて祭祀を崇ミ本ニ報る事の遭より武勇を尚ひ恥を知るの義に至まで皆神代の昔より備りたる事に而忠孝文武等いふ文字こそなけれ其道ハ正敷備りたる国なりと承り候事其上ニ風俗の美なる事異国ニ勝れ稜威の健なるも四夷ニふるひ何事も欠たる事御座なく候」<sup>42</sup>

容堂は、吉田東洋を参政に起用して藩政改革を行い、大胆な人材登用を行うとともに、洋式造船技術を導入して富国強兵に成功した。禁門の変後の公武合体派の伸張にそって土佐の勤王党を抑圧、武市瑞山らを切腹に追い込んだが、瑞山らの矛先は家老吉田東洋に向かった。瑞山らは表向きは主君には反逆する文章は1編も書いていない。「容堂君ハ武名を四方に輝し給ひ天朝より従四位侍従之御位を給り又威儀有るて有智を兼給ひ」<sup>43</sup>と述べたが、容堂が抜擢した家老、吉田東洋には激しく反発した。瑞山の吉田東洋への批判は以下の点である。国中の金銀銭の通用を止めて藩札を発行し、物価を高騰させ、不当な処分を行った。容堂君に取り入って身内をかばう一方で、政敵の「小罪を重く罰し」<sup>44</sup>藩主の御用金を使って「重臣の身とて銀乃銚子を物好する」贅沢を行った。<sup>45</sup>「新おこせとて此亦上もなき悪党」<sup>46</sup>を取り立てた、というものである。他方、攘夷を破り開国を行った閥閥を次のように批判した。「異舶入津ニ付天下大騒動之考 一我土佐志らしめされし侍従の君ハ亜米利加夷狄 日本の国禁を破て江戸近海給る浦賀に入津せし体を大に愁ひ給ひ是 日本の大義国体を重して 皇国の穢れ恥辱ニ不相成様にと將軍家へ達々御考慮被 仰上候処諸役人達驚動之場合夷学信仰之徒外夷之兵備を仰山に申述候故諸役人共恐怖之心を生し所詮防方出来水申儀にあら連」<sup>47</sup>「関東諸役人 諸大名之勅答」には松平土



佐守も名指しで入っている。「君（容堂一筆者）なれハ文学にハ皇朝の道ハ申に不及漢学をも明にし給ひ…殊に此度天下無量之大患夷狄が振舞をハ前々幾度も述る通り御憤り強く嘆がを給ひ水戸同意の大名方と共に日本の国体を不失様にと御遠謀被遊候折しも 天子自ら夷狄か侮を受させ給はしを…関東之心なき諸役人之私意する心に違ふ故にや昨年以來ハ余の儀に事よせられ品川之亭に有やなきやの御有様に御身をひそめ給ふのミならず国中に悪逆の徒党有て君之御志を諸士に伝る事を堅く秘する」<sup>111</sup>

瑞山は容堂の処置で切腹したが、容堂は藩意をくんで公武合体へ傾き、大政奉還に貢献した。容堂による大政奉還建白書には瑞山らが唱えた勤王、皇国思想が如術に表現されている。<sup>112</sup>「大政奉還建白書 誠惶誠恐、謹而建言仕候。天下憂世之士、口ヲ噤シテ敢而言ハサルニ到候ハ誠ニ可懼之至ニ候…皇国数百年之国体ヲ一変シ、至誠ヲ以万国ニ接シ 王政復古ノ業ヲ建テサルヘカラサルノ大機会ト奉存候。猶又別紙得度御細覽被 仰村度懇懇之至情難黙止泣血沈悌之至ニ不堪候 慶應三丁卯九月 松平容堂」

## 2. 鹿持雅澄と皇国思想

瑞山らの勤王運動を思想的に支えた人物は鹿持雅澄であった。土佐に於ける国学は鹿持雅澄によって大成した。鹿持雅澄は漢学、国学、和歌を宮地仲枝に学んだ。家格は白札の小禄であったが、その学識を認められ藩教授館下役となり学問をする環境を得、古典を学んだ。特に万葉集に通じ、大著万葉集古義五十二巻は、没後二十年あまりして明治十二年宮内省から刊行された。

勤王家の首顔武士瑞山は鹿持雅澄夫人の姪であり、瑞山は雅澄の家に入出して感化を受けた。雅澄の門下より佐々木高行、吉村寅太郎、大石彌太郎など勤王討幕の士や宮地大重、吉田元吉、植木直枝ら政治家、学者も輩出した。

鹿持雅澄著『古学』は鹿持雅澄の大著、『万葉集古義』の総論の中の一部である。<sup>113</sup> 鹿持は攘夷の歌を多く詠んだ。

神風の かしこき事を 知らずかも たはれ言いふ たはれあめりか  
 神風に 息吹き放らはれ しつきつつ 後悔いむかも 鈍のあめりか  
 神風を 和め奉りて 皇邊に 吉くして参来 あめりか奴

皇神の 国のまさ道 まさやかに 聞きてし日より 忘る時なし

雅澄は以下のように皇国思想を述べる。「天下の<sup>オオミナカウ</sup>百姓にいたるまで己々が主君をあやまひつかへまつるも、やがて皇神のみたまのふゆ、天皇のみうつくしみを、かしこみまつるこゝろにこそあれ、そのゆゑは、己々が主君も、天皇尊のことよざしたまふまにまに、一国にまれ、一郡にまれ、大御神の御民をさずかりてやしなへることなれば、その主君よりは、土民を人の親の己がわくごをうつくしむがごとく…」<sup>14)</sup> 国書の宛名は「日本国大君主」「天皇ならぬ將軍を天皇の如く空拝みして日本国大君主など、あしらひ奉る」將軍が「天皇にましまし顔作りて之を受け給ふ」將軍は「吾は日本国大君主と申す者に非ず。大君主とは 天皇にまします。吾は天皇の臣下なり。天皇は吾が主なり。天皇は京都にまします。吾は天皇の詔命に依つて天下の政治を預る身なり。吾は代々江戸に在って教育と夷狄の征伐を司る者なりと」<sup>15)</sup>

雅澄によると、百濟より仏道を入れてより仏教がはびこり、日本の古来の「皇神の道」は衰退した。外国の道を退け、異国の風俗を退け、日本の本来の「君臣の道」を明らかにした。仏教伝来の前、応神天皇16年漢字を伝えた。万葉は日本の「言霊」の原点であり、漢字文化がはいり衰退した日本文化の原点がここにある。儒教は孔子教である。雅澄によると、日本は細工してできた人造国家ではなく、皇祖天皇の生んだ神の国であり、栄枯盛衰することなく永遠の国家である。古事記と萬葉集とは日本が世界に誇り得る二つの宝であり、最古の歴史文書、後者は日本民族の感情を歌つた最古の国民詩である。両者相まって始めて神国日本の全貌と精神とが把握される。鹿持雅澄は、此の両古典の研究に心血を注ぎ土佐勤王運動を思想的に指導した。

#### 注)

1) 瑞山会『維新土佐勤王史』大正元年11月12頁、13頁

2) 同上書13頁14頁

3) 「上士と下士との歴史的階級」「夫れ封建の世、家老に非れば何人も執政たる能はざるが如く、其の固定的制度が、天下の人材を沈滞するの弊は、三百の藩国皆然り、而して皇運恢復の時機は、亦多く此の制度破壊の反動力と和呼応したるものなりき、況んや土佐には極端なる歴史的階級の在るあり、当初山内家の藩祖、主客勢を異に

する所あるを以て、其の征服したる土着の州人を信任する能はず、即ち遠州掛川より随従の旧臣と、新に召抱へたる諸国の浪人を以て上士とし、之を高知城下の郭内に集中し、軍事及び政務に専任せしめ、其の他は悉皆下士と称す、土着の土佐人を採用するも、唯器械的雑役に駆使したるのみ、故に下士中に非常の人材を生ずるも、其の上士に抜擢せらるゝが如きは、夢想にだも及ばざる運命にして、下士中には姓氏を公称する事すら之を許さざる者あり」同上書25頁

- 4) 池田敬正「藩政改革と明治維新」『社会経済史学』1956年5.6月 22巻第4号  
 5) 『武市瑞山関係文書集二』日本史籍協会 大正5年11月 武藤小藤太『患危憤怨録』万延元年8月 403頁  
 6) 同上書421頁  
 7) 同上書428頁  
 8) 同上書427頁  
 9) 同上書424頁  
 10) 同上書401頁  
 11) 前掲『武市瑞山関係文書』421・422頁  
 12) 吉田松陰はこの時期倒幕論、アジア侵略論を明示するとともに、土佐の富国強兵策を高く評価していた。

安政二年四月二十四日 吉田松陰 兄杉梅太郎宛書簡 獄中書簡 獄是帖「國家の事、囚奴の言ふべき所に非ず、然れども上人の定論篤と承知仕り置き度く候。鄙見は処置の急は孟子に若くはなし。其の要二つ、萬民を安んず。天下の才を得るにあり、多士を來たす。其の規模は六十六國一塊石となり、萬國の夷輩を勦撫せしめ、五大洲の鄙名を除き天朝の佳名を賜ふ。大禁物は日本内にて相征し相伐すること誠に恐れ多し。魯・墨講和一定す、決然として我れより是れを破り信を戎狄に失ふべからず。但だ章程を嚴にし信義を厚うし、其の間を以て國力を養ひ、取り易き朝鮮・満洲・支那を切り随へ、交易にて魯國に失ふ所は又土地にて鮮滿にて償ふべし。長崎に來るものは其の事体を審かにし、絶つとも勤するとも何ぞ策なきを憂へん。扱て國論を一定せしめ、本藩より頻りに幕府に御建白之れある事急務之れに過ぎず。然る時は幕議善たれば必ず本藩を以て良き杖柱と頼み、不善たれば憚る所ありて敢へて放恣なるに至らず。之れを要するに神州の大福之れに過ぎず、幕府への御忠節は即ち天朝への御忠節にて二つ之れなく候。上人法話中、往々幕府・水府等を誹謗の口上之れありたる様、獄奴輩承り帰り誠に痛心仕り候。何分二百年來の大恩も之れある事、夫れは扱て置き、今幕府を易へ置く事を反覆思惟仕り候へども、徒らに天下を擾乱するまでにて未だ其の人物出で申さず候。幕府に御隨從の上は、幕府に少しも隔意之れなき様仕らず候ては神州の不幸、外夷心を生ずる本に御座候。」422.423頁

嘉永6年2月10日

兄杉梅太郎宛書簡

鼎齋阪本鉞之助 大阪城代所属の砲台方

「鼎齋話には土佐侯頗る富強鑄砲の好制度之れあり、其の法毎年大砲八門宛諸流砲家の申立により、各種の筒鑄造相成り候事、已に數十年前よりの事なり。左侯て、其の筒へ千字文を一字宛填られ候由、浦山敷き制度ならずや。かの藩は老侯殊の外砲技に心を用ひられ候由、尤も羨むべし。諾国貧富の論に及び候処、本なども今公襲封以來別して御心用ひさせられ富國の誉之れある由。」『吉田松陰全集第一卷』岩波書店 昭和15年2月 151頁

また勝海舟も勤王運動・皇国思想に傾斜し、皇国の危機意識を募らせた文書を書いている。「皇国衰微の兆、是を防ぐに術無らん。依之、内、直を挙、挂を黜け、清潔の政を施し、賞罰を明にし、又朝廷よりは熟視、仇讎を弁別して、戦闘するの命非らずんば能はず候と申上置候。右等の義は、愛之助（沢村惣之丞）より巨細可申上候。依之只其縷を奉申上候。…皇国浮沈の界、不絶嘆慨。依之龍馬義近日、明石へ罷出、四条殿へ拜謁の上、右等の段申上、戦闘に及候共、有名実直に仕度、尚又神戸は関西の海局と相定、朝廷の令を以て人物御任撰、惣都督に据、彼所にて芸術人品悉く相撰、貴賤を論ぜず登庸為致候は、皇国の人物、爰に集ひ、拱海及び四隅の防禦、蔽革〔格〕に行届可申、入費の儀は関西の諸侯より償ひ候事に、勅命下りまた東武の海局は、関東の局とし候て、皇国の武威爰に盛に相成候半と、右、一々建白仕、若御許容の体も候は、直に越州へ立越候て江戸へ出府可仕此義、大隅守様へも申上候。」文久3年8月7日8月11日『勝海舟日記』（松平信敏來翰一節）678頁

13) 鹿持雅澄『古学』『国学のしるべ』所収187.188頁

14) 鹿持雅澄『万葉集古義総論三』国書刊行会 明治31年6月 183頁

15) 鹿持雅澄『神風息吹』『南学読本』所収143頁

## 第5節 民権派と皇国思想の相克

### 1. 民権派の立党の理念と皇国思想

明治7年1月17日、政争に敗れ少数派となった土佐派と佐賀派は民撰議院設立建白書を政府に提出した。民撰議院設立建白書には、新政府は王政、民主政治、でなく官僚専制化であるとして以下の様に述べた。「臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、而も独り有司に帰す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人民を保つと云はざるにあらず、而も政令百端、朝出暮改、政刑情実になり、賞罰愛憎に出つ、壅蔽困苦告

ルナシ。夫レ如是にして天下の治安ならん事を欲す」とある。民権派は議会と王室が権限を分割する、英国議会制度を研究した古沢迂郎の草案を副島種臣が検校した構想を指向した。

しかし、彼等は皇国思想を基礎にした憲法体制であった。日本人の集合的無意識、神話類型が国家理念に確固とした位置を占めたと同様に、日本で最初の政党の立党理念も皇国思想によって貫かれていた。にもかかわらず政府、政府党（帝政党）から反皇国であるとして批判された明治15年以降彼等の主張は受け身に立たされた。

自由民権運動は勤王運動からの神話の連鎖の中に位置づけられるものか否かは彼等の言動から容易に理解できる。現代的な自由と民主主義の理念からは自由民権派に関しては国内外へのリベラリズムをイメージする。しかし、自由民権運動のイデオロギーは今日的な常識とは異なる前提の元にあることを理解すべきである。彼等の民主主義や自由の概念の前提は、第1に、皇国思想を国家規範の基礎としており、国民は対天皇への無条件の忠誠と服従を前提にしていたこと。第2に、彼等の自由や民権は身分・財産・男女などを問わない国民一般の平等な自由ではなかったこと。第3に、政治思想において政府以上に後進国への侵略性を有していたこと。従って、自由民権指導者の皇国観は政府主流派と同一のものどころかそれ以上に右よりの性格を有していたことが明記されなければならない。

板垣は以下に引用する『自由党史』題言において、旧藩主の建言書を引き合いに出して、維新改革の目的が皇権克復と民権挽回であるとの自由党の立党を動機づけた。旧藩主の公武合体論と自由党立党を連続させる所にも彼等の思想の連鎖と彼等の政党の本質を見ることができる。

「慶應三年丁卯九月、山内容堂が大政返上の建言を為せるに際し、早くも中に左の條綱あり、曰く 一 天下の大政を議定するの全権は朝廷に有り。乃ち我皇国の制度法則、一切萬機、必らず京師の議政所より出べし 一 義政所上下を分ち、議事官は上下を分ち、議事官は上公卿より、下陪臣庶民に至るまで、正明純良の士を選挙すべし。」<sup>1)</sup>「維新改革の目的が皇権克復と民権挽回を意義したる…皇室の尊榮益々顕彰するに至るべく、尊皇と民権と一にして終に二致

なきを見るなり…専ら民権の發達するを以て富強の原資と為すのみならず，更に富強の原資を助長して，進んで国権の拡張，国利の増殖を期し」<sup>2)</sup>

政府は国会開設を公言した直後，議会で対決するはずの政党の伸張を押さえるために政府党を結成し自由党を攻撃した。攻撃の中心は，自由党には尊王論がないというものであった。

立憲帝政党綱領を以下に示す。「立憲帝政党綱領 第一條 国会開設は明治二十三年を期すること聖勅に明なり。我党之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず。第二條 憲法は 聖天子の親裁に出ること。聖勅に明なり。我党之を遵奉し敢て欽定憲法の則に違はず我皇国の主権は聖天子の独り総攬し給ふ所たること勿論なり。而して其施用に至ては憲法の国会議院は兩局の設立を要す。第五條 代議人選挙は其分限資格を定むるを要す。第六條 国会議院は国内に布くの法律を議決する権あるを要す。聖天子は国会議院の議決を制可し，若くは制可せざるの大権を有し給ふ。陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す。第九條 司法官は法律制度の整頓するに従て之を独立せしむるを要す。第十條 国安及び秩序に妨害なき集合言論は公衆の自由なり。演説新聞著書は其法律の範囲内に於ては之を自由ならしむるを要す。第十一條 理財は漸次に現今の紙幣を變じ，交換紙幣となすを要す。」<sup>3)</sup> 帝政党の綱領は後の憲法を予感させるものであった。すなわち，憲法は欽定憲法であること，また主権は天皇の独りであり，天皇は国政を総攬することなど憲法の中心が明記されている。

帝政党からの批判を受けた自由党は，板垣の口述という形で，「自由党の尊王論」<sup>4)</sup> を発表した。その中で，自由党ほどの忠臣はない。自由党の尊王は，彼等（政府，政権党）尊王と異なる。尊王主義を誤り，専制政体，有司専制であり，立憲政体を妨害するものであり，政府はロシア皇帝の様な苦難を天皇に負わせる者であり，自由党は英皇帝の様な尊榮を保たせる政策である，と述べた。彼等は本居宣長，平田篤胤を奉じ，聖勅により，陋習を脱せざる者である，と断じた。自由党は英国型の立憲君主制をモデルとした。「英国の盛大なる所以を解せず，英国帝宝祖の萬々なるは其君臣各其権限を守り，敢て擅横压抑の事なく，君民上下自由政治の間に逍遙するに在る」のでありこれに対して「魯国の已に衰頹の兆を顕はせしは何等の点に在るを悟らず，魯帝の今彼の如く貴

尊の身を以て敵徒の囚中に捕獲せられし」と述べた。板垣によれば、政府の尊王論と板垣派の尊王論の相違は、政府のような国学の延長たる古色蒼然とした尊王論ではなく、民権派は英国型の君民一体型、分権型の尊王論であると述べた。論点の表層は英国型かプロシア、ロシア型かであるが、深層は薩長藩閥主導政府か土佐が中心となった政党が加わった政府かが争点であった。

自由党が尊王論キャンペーンを張った理由は自由党尊王論への攻撃が帝政等からだけではなく『時事新報』『東京日々新聞』などのマスコミが批判文を掲載した事も一因がある。自由党は新聞社による政党への尊王批判に以下のように反論した。

「勤王直解 勤王トハ何ノ義ゾ一國ノ王室ガ外国ノ難若クハ内國ノ乱ノ為メニ迫ラレ蒙摩播遷ノ急アルノ場合ニ方リテ其忠臣義士ガ身ヲ挺シテ其ノ王事ヲ勤ムルノ謂ナリトス」「蓋シ吾人ハ彼ノ東京日々新聞記者ノ輩ガ特に勤王ノ事ヲ今日ニ喋々スルノ要ヲ覩ルニ我が自由改進黨ヲ経テ其ノ説ノ極端ニ走ルヤ或ハ將ニ王室ニ不利ナル事有ラントスルガ如ク言做シ以テ其立論ノ旨ヲバ作レドモ是レ亦能ク我が自由改進黨ノ説ノ因テ今日ノ如ク盛ナルヲ致シタルノ真相ヲ察シタル者ニハ非ラズ夫レ我が帝國臣民ガ其ノ忠義ノ心ニ厚キ事ハ決シテ泰西一ニノ舶來新説ノ為メニ拠カニ之ヲ今日ニ滅ジ得ル者ニハ非ラズ故ニ吾人ハ常ニ謂フ今日我國自由ノ説ノ盛ナル事如此キニ至リシハ決メ理論ニ因テ之ヲ致シタル者ニハ非ラズ」「勤王倒幕ノ功ハ則チ薩長土誠ニ之有リト雖ドモ然ルニ其ノ義ヲ王室ニ致ス事ヲ専ラニセシメテ我レ焉レニ與ルヲ得ザルハ我レ之ヲ我が同ジク日本帝國ノ臣民タルノ本分ニ顧リミテ独リ耻ジザル事ヲ得ン乎」「寡人政治、有司專制ノ如キノ形相アル」<sup>5)</sup>

自由党は以上の様に、尊王への批判を転じて藩閥政府への批判を行った。政権党の憲法草案は議会の発議権、弾劾権を除去している。言論弾圧、世論、政党を弾圧、これらを批判した。以下に引用するように、板垣は議論が収束するのは、皇国が二千五百有余年間の継続してきた国民の美質であり外に類例がないところであると述べた。これは自由党が政権党や政府との議論に負け、イデオロギー上の論点はなかった事を自ら明らかにしたものである。「然りと雖も、我國民の怨を構ふる所のものは、藩閥に在りて、決して皇室に在らず。是を以

て、聖明上に在りて一たび憲法を制定發布せらるゝや、国を挙げて恰かも戦捷つて凱旋する者の如く、皆な其多年の志望の達せるを喜び、手を額にして相慶賀し、一朝にして前日の抗争を忘れたるものに似たり。これ何によりて然る乎。他なし、2500有余年間、継続観念によりて鑄成し来りたる我國民の美質の、発して此に到れるのみ。これ我邦の外に其類例を見ざる所、かの欧米に革命の乱あって、我邦独り之なきもの、職として惟れ之に由る。而かもこの國民の美質は、将来憲政運用の上に於て、倍々之を尊重すべく、決して之を侮り弄ぶべきにあらず。由来、自由党の主義は一以て之を貫けり、何ぞや、曰く、国家観念によりて調節せられたる個人自由の主義即是なり。抑も人は個人性と社会性との二面を有し、其配合調和によりて甫めて一個の完体を為すものにして、其享くる所の自由に於ても、亦た個人自から得る所の自由と、社会団結の力によりて得る所の自由とあり。一は発して遠心力となり、一は約して求心力となる。政治の要は人をしてこの二力抱合の程度を謬らざらしむるに在り。若し其程度を謬るときは、其遠心力に偏するの結果は、社会の存立を危ふくして、無政府の状態を現出するに至り、其求心力に偏するの結果は、個人の自由を奪ひ、其發達をとどめ、社会をして停滞不動の状態に陥らしむ。』<sup>6)</sup>

佐々木高行は土佐出身の天皇側近であり、政府中枢だけでなく、土佐民権派とも接触していただけにその克明な日記には明治初年の政界の内幕が描写されている。板垣らの民権論は不平から生じたが、政府を出ると政治活動は思うに任せず経済的にも困窮した。また征韓論は民権派だけでなく攘夷論を持ち出した封建党も民権派と連合して政変を起こしていたこと、これを野放しにすると「皇国ヲシテ不可言境界ニ至ランムル」ために「皇国一般ノ公益ニ目ヲ付ケヌ徒ニハ敢テ組セズ」<sup>7)</sup>と決心した、と述べた。

『佐々木高行日記』によれば、明治16年9月1日板垣帰県の懇親会において、日本の憲法草案がドイツの欽定憲法に近いものであり、ドイツの憲法に近いものであるなら政府の圧政により人民の利益を害する、と述べた。自由党はイギリス型の憲法を想定した。それは彼等の皇国意識が低いのではなく、政府に対して政党の権限を拡大できる余地の問題であった。自由党、改進黨とも政党の権限がより大きいイギリス型を指向したことは当然であった。これに対して政



府はイギリス型憲法が権力分散型であり、日本の古代からの国家形態は統治権の総攬という形で国政全般を掌握しつつも直接の責任は天皇が取らない政治形態であると考えた。政府が目指した日本にふさわしい国家形態とは、天皇がまつりごと政によって、天皇の徳を及ぼし、家臣はこれを受けて善政を行う、天皇はこれを見守るという国家形態である。政党が国体を蹂躪する要因となるという政府の批判は、政党による反論としては極めて有効な戦略であった。政党側にとっては国民を敵に回しかねない攻撃であって、政党は弁解しなければならなかった。イデオロギー闘争において政府側は優位にたち、政党側は明治15年以後一貫して受け身に回った。<sup>8)</sup>

## 2. 植木枝盛・中江兆民の私論と公論

征韓論、民撰議院建白運動以来の民権論は政権中枢からはずされた少数勢力による不平から生じたと述べたが、民権派きっての理論家である植木枝盛、中江兆民彼等とて例外ではない。彼等は板垣、後藤らと政治行動を共にしてきたからである。植木枝盛、中江兆民とも民権派を代表する理論家として自由党にとって節目の重要な文書作成に関わった。今日、両者とも日本の自由と民主主義のパイオニアとしての評価が高いが、出版されたものの中に皇国思想への批判や、天皇親政への明確な批判をしたことは一度もない。従ってかれらの世界観も「神話の連鎖」から逃れる事が出来なかった。そのみならず、皇国思想を国家規範の前提、天皇への無条件の忠誠と服従、政府以上に後進国への侵略的論説などを発表した。植木枝盛の手になる『立志社始末記要』には民撰議院設立建白書冒頭と同様のスローガン、すなわち「上ミ帝室ニ非ラス下モ人民ニ非ラス。而シテ独り有司ニ帰ス」とある。植木は、現在の政治の主導権を取っているものは上は皇室でなく、下は人民でもない、ただ官僚がいるのみだ。このままだと皇室の「尊栄ヲ失フ」と述べた。

両者が自由党の公式文書作成に関わった事件は、三大事件建白運動であった。以下に彼等が関わって作成した建白書関連文献を示そう。三大事件建白書は植木枝盛自体の筆になるものと『植木枝盛集』の編者は述べているが、同建白書には愛国忠君、愛国の衷情、忠君の大義、民権の伸暢・国権の發揚が対のスロー

ガンとして掲げられている。「高知県人民千・百・十人連署して此書を呈し、以て建言する所あらんとす…某等愛国の衷情、忠君の大義に至ては、飢渴尚ほ之を忘るゝ能はず。…今や我邦民権の伸暢せざる、従て国権の發揚せざるも亦た異むに足らず。若し政府内に民権を抑圧するも、外に国権を失墜すること無くんば、姑らく之を忍ぶ可からざるに非らずと雖ども、内にして之を抑圧し、外にして之を失墜するに至らば、豈之を黙止するに忍ん哉。」<sup>91)</sup>

また、三大事件建白運動の際、「後藤象二郎の封事」として後藤代筆を行つて文書を起草した人物は中江兆民である。同文書は以下のように述べている。「草莽義烈の志士、奮然身を挺して、劍を磨き旗を飄へし、孤軍恢復を謀るも、時去り運窮するに至ては、空く降虜と為て敵人の手に委し、痛恨告ぐる無く、号呼涙を呑んで彼蒼々訴ふる有らん耳。某等之を想へば実に肝胆をして寒からしむ。嗚々生きて奴隸の民たらんよりは、死て自由の鬼たらんは、某等の志望なり。」<sup>92)</sup> 条約改正の失敗は「陛下の信用に負き、帝国の体面を汚す」「凡そ陛下が先帝の遺志を継ぎて成就し給へる中興の大業は、遂に湮滅に帰するに至らん。祖宗三千余年の社稷を如何せん」「海陸軍備を拡張するは、固より已む可らざる所にして、一国の資力を挙げて之に充つるも亦不可なきなり」軍事費を献金でまかなう暴挙「不用不急の用度に在ては、租税を増加し、公然給を国庫に取りて憚る所無くして、国の独立を固むる所の正当なる軍備費用は、反て此の非計に循ふが如き」<sup>93)</sup>「穏やかに内政を整頓するを得ん。苟も然らざれば、我日本帝国は異日潰決横流して、或は禍を皇室に延くに至るも未だ知るべからず」「陛下の宏量なる、天の如く、海の如く、務めて群臣の過失を寛容し給ふと雖も、内外に信用なき大臣をして復た一日も其職に在らしむ可らざるなり」<sup>94)</sup>「然ば即ち條約改正の如き重大なる事件に至りては、固より現内閣大臣の能く当たる所にあらずして、其着々敗を取りしは初めより怪むに足らざるのみ。臣今ま試に陛下の爲めに一二其最も明白なる事実を挙げん。其外交に在つては前に朝鮮の事件に干渉して、清国と競争を試みんとし、一たび小事變に逢ふに及び、遽かに自ら沮喪し、朝鮮を放棄して敢て復た與らず。清国の専横跋扈に一任するに至れり。遠大の計画なく、反覆姑息の処置を施して、以て隣国の輕侮を招きしは、是れ其失策の一なり。」<sup>95)</sup> 以上の様に「中江篤介が後藤の

旨を享けて草する」公的文書は、皇国観を鮮明にするとともに、政府の軍事力増強への位置づけが甘いとして、昭和初期の軍部の主張に等しい軍拡の主張を行っている。これは兆民が『三稗人経倫問答』を書いた時期だけに注目される。

植木は個人の日記の形で国学や旧尊王思想を批判している部分がある。しかし、公的な文書として刊行されておらず、これを以て彼等の思想を代表できるものではない。しかし、この文書を以て植木を高く評価する研究者がいるが、その評価は疑問が残る。

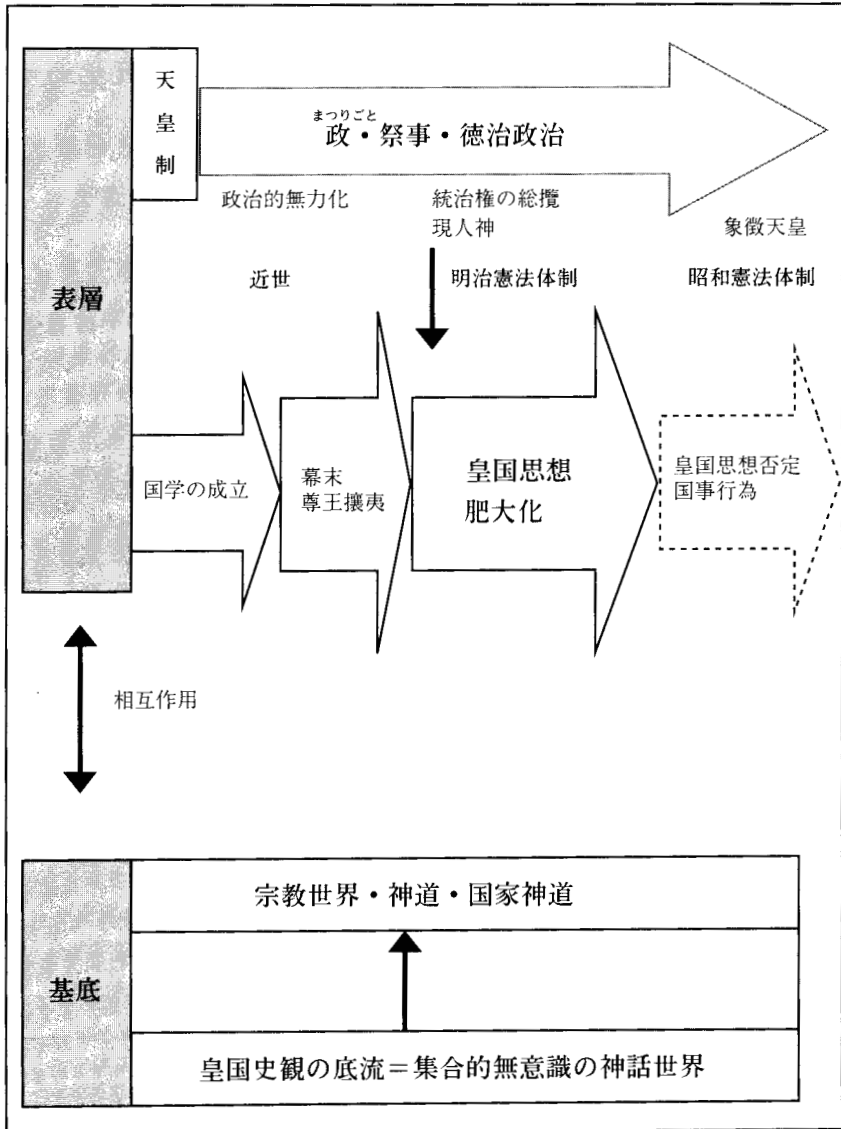
植木枝盛は日記的私文書「無天雑録」において以下のように君主と国学について皮肉混じりに述べた。「日本ニテ君ヲ尊ムハ、ソノ種胤ニヨリテ之ヲ尊ミ、漢国ニテ君ヲ尊ムハ、君ノ徳ノ盛ナルヲ尊ム（蓋シ君徳薄ケレバ之ヲ尊ムコト薄ク、其傑紂ノ若キハ之ヲ方伐ス）。和学者之ヲ以テ日本ヲ優レリトス。国家ノ真理ヨリ之ヲ観レバ、漢国ヲ以テ優レリトス。」（明治十二年八月四日）「日本ノ国学者輩ハ湯ガ桀ヲ放キ、武王ガ紂ヲ伐チテ自ラ代ハリシ等ノ事ヲ以テ、賊ノ如ク見做シ、之ヲ誹レドモ、神武天皇ノ日向ヨリ起リテ日本全区ヲ奪掠シタルハ、賊ト云ヘバ賊ナリ、暴ト云ヘバ暴ナリ。国学老輩ニシテ唯リ支那ノ事ニ心ヅキ、却テ自国ノ事ニ目ガ見エヌハ、所謂燈台下暗シノ譬ヘニ漏レザル歎。抑モ他人ノ屁ノ臭キヲ知テ、我屁ノ臭サキコトヲ知ラザルモノ歎」（明治十四年二月二十六日記）「日本ノ天子ガ皇統連綿トシテ今日ニ至ルコトヲ得タルハ、古来天子ハ余リ正面ニ出ルコトナク、有レドモ無キガ如キ程ノ有様ナリシガ故ナリ。藤原氏ヤ北条氏ヤ足利氏ヤ源氏ヤ平氏ヤ織田氏ヤ豊臣氏ヤ徳川氏ヤ、或ハ天下ヲ私シ王室ヲ輕侮シタルノ不礼ハ悪ムベキガ如クナレドモ、細ニ之ヲ考フレバ、斯クアリテコソ王室ハ安全ニ保タレタルモノナレ。幕府ト云ヘル唇ガ正面ニ止ツコトナケレバ、齒タル王室ハ疾クニ亡ビシヤモ測ラレザリシナリ。」明治十四年。「和学者流は国体々々と云へども、国体は国家人民に属するものなり。人民の目的を達せんとして、その国体を作るには外ならざるなり。左ればこそ人民の爲めに国体を造るべけれ。何ぞ国体の爲めに人民を作らんや」明治十五年六月十八日記。「国家トハ、人民アリテ且ツ政府アル者ニ就テ称スル所ナリ。然ルニ専制政体ニテハ、一君若クハ数人ニテ全国人民ヲ奴隷ニスルガ故ニ、其ノ主タル者ト其奴隷トノ相合スル一団アルノミ。国家アリ

ト云フベカラズ」(明治十七年)「今日二至ルマデ、天下ノ邦国ガ多ク不道理ナル専制政体ヲ襲ヒ来レルモノハ、他ナシ、凡ソ邦国ノ始メテ起ル、多クハ酋長ノ如キ者ガ逐々他ノ部落ヲ打ち従ガヘタルニ由レリ。又今日二至ルマデハ、天下ノ邦国タル者殊ニ外患多ク、其内治ヲ先ニセンヨリモ、寧ロ外政ヲ先セザルベカラザルノ事情アリテ、汲々トシテ唯ダ其ノ全体ノ纏マルコトヲ而已主トナシ、各人ノ権利ハ厩テ顧ミズ。其ノ各人ノ不完全ナル共和一致ヲ望マンヨリハ、寧ロ一個君主ニ順從セシメテ、以ツテ一結センコトヲ要シタルノ事実アルニ由レリ」「誰か日本に進歩党ありと謂ふ乎。日本人民は悉く保守党なり。或者は少しく民権自由を唱ふるに相違なけれども、左りとて其儕輩さへも皇統連綿の国体を保守せんとするに非らずや。是れ正しく保守党なり、進歩党にあらず」(明治二十三年九月二日)。<sup>14)</sup> 以上の文書では植木は国学者、国体批判を行っているがあくまで日記、非公開の文献であることに留意する必要がある。

中江兆民は明治憲法制定の陰の中心人物であり、教育勅語起草の中心人物井上毅を高く評価して以下のように述べた。「余近時に於て真面目なる人物、横着ならざる人物、ズウズウしからざる人物唯兩人を見たり、曰く井上毅、曰く白根専一、今や則ち亡し」また本居宣長、平田篤胤らの国学は批判した。「我日本古より今に至る迄哲学無し、本居篤胤の徒は古陵を探り、古辞を修むる一種の考古家に過ぎず、天地性命の理に至ては瞽焉たり、仁斎徂徠の徒、経説に就き新意を出せしことあるも、要、経学者たるのみ、開山作仏の功を遂げたるもの無きに非ざるも、是れ終に宗教家範囲の事にて、純然たる哲学に非ず、近日は加藤某、井上某、自ら標榜して哲學家と為し、世人も亦或は之を許すと雖も、其実は己れが学習せし所の泰西其々の論説を其儘に輸入し、所謂崑崙に箇の橐を呑めるもの、哲學者と称するには足らず」<sup>15)</sup>

兆民や植木は、帝政党や政府からの民権派攻撃に関して、刊行物のなかでは皇統連綿の国体や無条件の天皇崇拜を正面から批判することは避けてきた。ただ日記でのみ彼等の明快な意見を述べるにとどめている。名著として名高い兆民の『三酔人経倫問答』も極めて歯切れの悪い国家間、世界観を示し、政府の皇国国体イデオロギーとの直接の対決は行わずむしろ評価した。言論人として生きる彼等を評価するにあたり、公刊されたもののみで評価することが至当で

図4 皇国史観の表層と基底



ある。

### 3. 明治国家の表層と基底

本稿で述べた皇国史観の表層とその基底を図4に示した。

皇国史観の基底には、宗教世界・神道・国家神道があり、またその底流には集合的無意識の神話世界が支える。国家の表層にある思想は時の政治体制、法体系によって左右され、基底との相互作用によって影響される。日本の皇国の国体が明徴された明治憲法体制によって皇国思想は最大限肥大化した。憲法上の主権者である天皇は、明治憲法の下では統治権の総攬者であり現人神であるが、政治の直接の責任は取らない。家臣である官吏が天皇の徳を得て自ずから善政を行う事を目指す体制である。天皇は政・祭事<sup>まつりごと</sup>によって徳治を行う主権者であり、それは2000年間変わらない皇国の国体であるべきであった。

幕末に興隆した国学は日本のナショナリズムを明確に定義し、天照大神以来の正統が万国に勝れている事を示したが故に、明治の指導者にとって格好の統治倫理となった。しかしこのことを以て明治国家の圧政、民主主義の蹂躪の側面のみ云々することは出来ない。

戦後アメリカがもたらした民主主義の理念からは、日本型システムは圧政に見えるが、日本には固有の国家理念が歴史的に存在し、西洋制とは異質な統治理念があった。それが皇国史観の基底であり、宗教世界・神道・国家神道とその底流にある集合的無意識の神話世界であった。それらを基底として、主権者である天皇が政<sup>まつりごと</sup>によって徳治を行う体制が聳立した。国民には現人神の行う政によって、嬉々として統治されることを好む特質が備わった。その特質とは共同体に依存し、その中に埋没した個人であり、個の自立としては弱い反面、集団的、組織的、共同体的側面では強固な組織性を発揮する国民の特質である。その特質をもたらした要因は本文で述べた。これは西洋民主主義的視点からは異質な、共同体に埋没するエートスであった。またそれは戦後も容易には消えない、集合的無意識の特質から派生するものであった。以上のことを抜きにして、明治国家を今日的戦後民主主義の視点のみからのみで議論することはできない。

明治国家の成立の前から連綿として流れる皇国史観の表層と基底を明らかにすることから近代日本の思想史研究は再構成されなければならないであろう。その試みは皇国史学として戦前に行われてきたが、戦後はこれが全面否定されたのである。戦後半世紀以上たった近年、改めて思想の連鎖をキーワードに多くの若手研究者が出てきてはいるが、戦前の皇国史学への反動を未だ引きずっている。

注)

- 1) 板垣退助『自由党史』題言 岩波書店 1957年3月 28頁
- 2) 同上書31,32頁
- 3) 『東京日日新聞』明治15年3月20日
- 4) 自由党の尊王論 板垣口述明治15年3月 「世に尊王家多しと雖も吾党自由党の如き尊王家はあらざるべし。世に忠臣少からずと雖も吾党自由党の如き忠臣はあらざるべし。但吾党の所謂尊王は、彼輩の所謂尊王と其旨を異にし、吾党の所謂忠臣は、彼輩の所謂忠臣と其趣を同くせざるなり。吾党は平生尊王の主義を執り、立憲政体の事業に従事するものなり。彼輩が始終尊王主義を誤り、専制政体否な有司専制を援助し、立憲政体を妨害せんと欲する者の如きにあらざるなり。彼輩は我皇帝陛下を以て魯帝の危難に陥らしめんと図る者なり。吾党は我皇帝陛下をして英帝の尊榮を保たしめんと欲する者なり。故に吾党は所謂我君を堯舜にせんと欲する者にして、彼輩は所謂我君能はずと云ふ者にして乃ち我君を賊する者なり。吾黨は深く我皇帝陛下を信じ奉るものなり。又堅く我国の千歳に垂るゝを信ずる者なり。吾党は最も我皇帝陛下の明治元年三月十四日の御誓文、同八年四月十四日立憲の詔勅、及客年十月十二日の勅諭を信じ奉る者なり。既に己に我皇帝陛下には廣く会議を興し萬機公論に決すべしと宣給ひ、又旧來の陋習を破り天地の公道に基くべしと宣給ひたり。吾党固より我皇帝陛下の是れを履行し之を拡充し給ふを信ずるなり。…是吾党が平生堅く聖旨を奉じ、自由の主義を執り、政党を組織し、国事に奔走する所以なり。乃ち皇国を千載に伝え、皇統を無窮に垂れんと欲する所以なり。世の眞理を解せず、時情を悟らず、固陋自ら省みず、妄りに尊王主義を唱へ、却りて聖旨に違ひ、立憲政体の準備計画を妨遏し、皇家を率ひて危難の深淵に臨まんと欲する者と同一視すべからざるなり。是れ吾れ吾党が、古今尊王家多しと雖も、吾自由党に如く者なし、古今忠臣義士少なからずと雖も我自由党諸氏が忠愛眞實なるに如かずとなす所以なり」『自由党史』中 岩波書店 1958年6月 116頁から119頁
- 5) 『自由新聞』明治15年12月9日10日
- 6) 『自由党史』上題言9頁 岩波書店 1957年3月
- 7) 「板垣退助の辞職 泉謙三郎来り云フ、此頃ハ板垣氏杯ハ是レマデ不合処此度ヨ

り合併シテ各不平ヲ遺ルノ光景也。左府公モ廟堂ニテハ未ダ何モ御発言ハ無之候ヘ共、此度ハ是非朝鮮ヲ攻撃シ、其機会ニ内政モ改革スル御含ニテ密ニ同志ヘハ御洩シノ由」「川原塚連モ御一新前ノ攘夷論ヲ持出シ、是非征韓ヲ唱ヘシ由ナリ。畢竟ハ執レモ不平連ニテ二度目ノ大芝居ヲ興行ノ策ニテ、封建党モ民権党モ何モ蚊モ不平ヲ合併シテ今日大改革ト出掛ルナリ。若シ一時当リ芝居トナルモ他日又内輪ノ異論トナリ、到底皇国ヲシテ不可言境界ニ至ランムル事ナリ。高行ハ弥独立シテ他ヲ顧ミズ、静思シテ自然正路ヲ認メタル時ハ進ンデ尽力スルノ目途ニテ、今日ノ相互ニ私党ヲ立テテ皇国一般ノ公益ニ目ヲ付ケヌ徒ニハ敢テ組セズト決心セリ。十月初旬ヨリ板垣引入リタル事ハ、前条ノ如ク参議ト諸卿ト分割論ナリ。一度分割ニ決シタルヲ見合ニナリタル故トゾ、然ルニ板垣ハ一昨年征韓云々ニテ引入リタル事ナレバ今般彼国事件ニ就テハ大事件トモナルベキニ付、其他事ニテ今日引入ルコト不可然ト谷干城杯申述ベタレドモ、何分ソレ迄出仕致シ兼ネルトノ由、前体板垣ハ民権ヲ主張シテ其事被行ルト申事ニテ出仕ヲナシタル事ナレバ、其見込ノ行ハル、ト行ハレザルトニヨルコトナルニ、分割論ニテ引入ルハ其趣意分ラスト云フ人アレドモ、其分割論ガ大ニ関係ノ事ナルベシ。如何トナレバ、板垣ノ民権論ヲ唱ヘタルハ不平ヨリ起タルコトナレ共、何事モ地下ニテハ思フ様ニ行ハレズ、一家ノ事モ困窮シテ大ニ困却ノ折節、今春大坂会議ヨリ漸ク我が説ノ見込行ハル、ト申事ヲ十分ニナクモ口実トシ、又木戸辺モ能キ加減ニ談ジタル事ニテ其時モ双方トモ十分議論ヲ尽レタル上ノ事ニアラザル事ニテ、兎モ角モ廟堂ニ上リタレバ如何様トモナル事ト信ゼシ位ト思ハル、也。然シ板垣ハ同志輩ヲ夫夫可然官途ニ付ケテ我が志ヲ伸バス趣意ニテアリタルモ要路ニアリテ存外思フ通りニモ運バス」『佐々木高行日記』明治8年10月10日

8) 「一 明治廿三年ニ国会ヲ開クモ国家人民ノ為メニ少シモ益スル所ナシ如何トナレバ我国ノ憲法ハ概ネ独逸ノ制度ヲ模擬セルモノ、如シ夫レ独逸ハ欽定憲法ニシテ政府随意ニ設ケタルモノ也故ニ压制甚ダシクシテ少レモ人民ニ利益ナシ凡ソ君主国ニ於テハ大臣宰相威權ヲ以テ憲法ヲ左右シ專横抑制皆ナ其意ノ如クナラザルナシ今ヤ我国憲法ノ編纂ト云ヒ国会ノ準備ト云フ皆之レヲ独逸ノ制ニ倣ハゲルナシ諸君果シテ見ルベシ我国ノ憲法ノ如キモ政府ノ威權ヲ重クシテ人民ノ權利ヲ抑圧セン事必定ナリ故ニ仮令廿三年ニ至リテ議員ヲ召集シ国会ヲ開クモ將何ノ益カアラン実ニ人民ノ幸福杯トハ夢ニダモ見ル能ハゲルニ至ラン云々」『佐々木高行日記』明治16年9月1日板垣婦孺翌日ノ同党懇親会ノ事

9) 三大事件建白書『自由党史下』299頁

10) 同上書下313頁

11) 同上書下319頁

12) 同上書下323頁

13) 同上書下321頁

14) 『無天雜録』『植木枝盛集』版



15) 中江兆民『一年有半』【中江兆民全集10巻】83年11月 154.5頁

## 結 び

明治憲法では統治権の総攬という形で日本の古代からの国家形態を止揚しつつ巧みに法制化した。政府が目指したものは天皇が国政全般を掌握しつつも、<sup>まっりごと</sup>政を行い徳を及ぼすだけで直接の政治責任は取らないという日本独自の皇国＝国体であった。民権派以降の政党や反政府派はかかる政府の皇国イデオロギーに対して有効な批判が出来ず彼等の土俵の上で争った。

皇国史観は日本思想史の中に連綿として流れている集合的無意識の体系化であり、明治以降の所産ではなく千年を超える歴史を有する。それは日本国民を天孫民族として他の民族に優越した存在に見立てた日本国民の信仰の象徴であり、一等国のシンボルであった。世界宗教を除き、土着宗教の神話の大部分は本来政治的影響力を持続し得ず、従って世界史上未だ普遍性を持った例はない。皇国・国体イデオロギーは急速に空洞化してきたが、今なお日本社会の中に連鎖として生き続けている。その要因は表層が変じても基底、底流は大きく変化せず、表層と基底・底流は相互に規定しあっているためである。本稿は南学、維新勤王運動、自由民権運動と一地域で連続した系譜を持つ土佐を中心にして思想の連鎖を見た。その連鎖は単に人的連続性のみならずイデオロギーの系譜を持つ。

南学、勤王運動は彼等の置かれた社会的、経済的、政治的立場が単なる忠君から勤王倒幕運動へと屈折させた運動に揚棄しつつ展開した。幕末勤王運動から自由民権運動へはやはり彼等の立場を挽回するイデオロギーとして民権・自由を選択した。いずれも単なる連続的な連鎖ではなく屈折した、しかも何重にも屈折した思想の連鎖であった。彼等の目指した、彼等が主導権を担うはずの皇国日本は、明治22年の欽定憲法制定とその血肉というべき教育勅語によって文字通り官僚主導型の強固な国体を築いた。また、大日本帝国憲法体制が徹底される中で、アジアの開化と近代化を旗印にした侵略のイデオロギーの基層と

なった。明治以降の自由民権運動も屈折してその連鎖の中にあることは当然である。その点において、尊王思想と自由民権思想が一つの系譜の中にあること、またその基底には変わらないイデオロギーとしての神話連鎖があることは否定できない。無論自由民権運動が士族だけの運動ではなく、その中に真の民衆のエネルギーがあることを筆者も否定するものではない。しかし、民権運動それ自体も皇国イデオロギーに容易に収斂され、しかもそれを甘受するところに、日本の思想的底流の連鎖を、すなわち個の集団への埋没、個の拡大として市民社会の未発達を日本の主要な特質として挙げなければならない。

自由民権運動に関する評価は、政治家としての彼等の行動と思想を当時のおかれた社会的事象の中で位置づけて初めて彼等の歴史的役割が明らかなる。自由民権のスローガンはあくまでも彼らにとって政治的意図を持った戦略であった。それは彼等の民権以後の政治的スタンスを見ることによつてのみ首肯できる。彼等の行動は、薩長連合の政治独占を打破する理由、藩閥政府攻撃のためにのみ、かれらは自由主義的と呼ばれたのである。皇国思想、国体護持、天皇親政についての彼等と政府指導部の見解は何ら相違点がなかった。英国型憲法か、プロシア型憲法かの論争は、民権派にとっては薩長藩閥打破の、従つて土佐派・政党の影響力伸張以外のものではなかった。憲法を中心点の研究、すなわち国体・天皇の位置づけに関して民権派は、これ以上の深い考察と論争は行わず、徹底的で慎重な憲法研究と政治的シュミレーションは井上毅ら優秀な官僚と政府ブレーンの手によつて担われた。政府による国体に関する検討経過、文明開化とアジア主義の関係、これらの解明については別稿に譲りたい。